

# 平成24年第4回（12月）出雲崎町議会定例会会議録目次

第1日 12月10日（月曜日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため議場に出席した者の職氏名	2
開会及び開議	3
会期日程の報告	3
議事日程の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議会報告第11号 例月出納検査結果の報告について	3
議会報告第12号 請願の常任委員会付託報告について	3
議会報告第13号 諸般の報告について	4
議案第65号 町長専決処分について（平成24年度出雲崎町一般会計補正予算（第3号））	4
議案第66号 出雲崎町暴力団排除条例の一部を改正する条例制定について	5
議案第67号 良寛記念館の設置及び管理に関する条例制定について	7
議案第68号 出雲崎町新生活支援金支給に関する条例の一部を改正する条例制定について	9
議案第69号 出雲崎町下水道条例の一部を改正する条例制定について	10
議案第70号 平成24年度出雲崎町一般会計補正予算（第4号）について	11
議案第71号 平成24年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について	11
議案第72号 平成24年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について	11
議案第73号 平成24年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について	11
議案第74号 平成24年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第2号）について	11
予算審査特別委員の選任	19
予算審査特別委員会の正副委員長の互選	20

議案第75号 人権擁護委員の候補者の推薦について .....	20
散 会 .....	22

第2日 12月11日（火曜日）

議事日程 .....	23
本日の会議に付した事件 .....	23
出席議員 .....	24
欠席議員 .....	24
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 .....	24
職務のため議場に出席した者の職氏名 .....	24
開 議 .....	25
一般質問 .....	25
田 中 元 議員 .....	25
三 輪 正 議員 .....	31
仙 海 直 樹 議員 .....	39
宮 下 孝 幸 議員 .....	45
散 会 .....	53

第3日 12月14日（金曜日）

議事日程 .....	55
本日の会議に付した事件 .....	55
出席議員 .....	56
欠席議員 .....	56
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 .....	56
職務のため議場に出席した者の職氏名 .....	56
開 議 .....	57
諸般の報告 .....	57
議事日程の報告 .....	57
議案第66号 出雲崎町暴力団排除条例の一部を改正する条例制定について .....	57
議案第67号 良寛記念館の設置及び管理に関する条例制定について .....	57
請願第 1号 「豊かで健康な森林づくり県民税」創設を求める意見書の提出を求める請	

願書	57
議案第68号 出雲崎町新生活支援金支給に関する条例の一部を改正する条例制定について	60
議案第69号 出雲崎町下水道条例の一部を改正する条例制定について	60
議案第70号 平成24年度出雲崎町一般会計補正予算(第4号)について	61
議案第71号 平成24年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について	61
議案第72号 平成24年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について	61
議案第73号 平成24年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について	61
議案第74号 平成24年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算(第2号)について	61
議案第76号 平成24年度出雲崎町一般会計補正予算(第5号)について	63
発議第2号 出雲崎町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について	65
発議第3号 出雲崎町議会会議規則の一部を改正する規則制定について	65
発議第4号 出雲崎町議会政務活動費の交付に関する条例制定について	66
発議第5号 「豊かで健康な森林づくり県民税」創設を求める意見書	67
委員会の閉会中継続調査の件	68
閉会	68
署名	69

平成24年第4回（12月）出雲崎町議会定例会会期日程

（会期 5日間）

期 日	曜 日	会 議 内 容
12月10日	月	本会議第1日目（招集日）
11日	火	本会議第2日目（一般質問） 予算審査特別委員会
12日	水	社会産業常任委員会 総務文教常任委員会
13日	木	休 会
14日	金	本会議第3日目（最終日）

第 1 号

( 12 月 10 日 )

## 平成24年第4回(12月)出雲崎町議会定例会会議録

### 議事日程(第1号)

平成24年12月10日(月曜日)午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議会報告第11号 例月出納検査結果の報告について
- 第 4 議会報告第12号 請願の常任委員会付託報告について
- 第 5 議会報告第13号 諸般の報告について
- 第 6 議案第65号 町長専決処分について(平成24年度出雲崎町一般会計補正予算(第3号))
- 第 7 議案第66号 出雲崎町暴力団排除条例の一部を改正する条例制定について
- 第 8 議案第67号 良寛記念館の設置及び管理に関する条例制定について
- 第 9 議案第68号 出雲崎町新生活支援金支給に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第69号 出雲崎町下水道条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第70号 平成24年度出雲崎町一般会計補正予算(第4号)について
- 第12 議案第71号 平成24年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について
- 第13 議案第72号 平成24年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について
- 第14 議案第73号 平成24年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 第15 議案第74号 平成24年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算(第2号)について
- 第16 議案第75号 人権擁護委員の候補者の推薦について

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	小林泰三	2番	仙海直樹
3番	田中政孝	4番	諸橋和史
5番	中川正弘	6番	宮下孝幸
7番	三輪正	8番	田中元
9番	山崎信義	10番	中野勝正

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	小林忠敏
教育長	佐藤亨
会計管理者	内藤百合子
総務課長	山田正志
保健福祉課長	河野照郎
産業観光課長	田口誠
建設課長	玉沖馨
教育課長	佐藤信男
町民課参事	小田嘉代子
町民課参事	坂下浩平

---

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	田中宥暢
書記	遠藤望

---

◎開会及び開議の宣告

- 議長（中野勝正） ただいまから平成24年第4回出雲崎町議会定例会を開会します。  
本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

---

◎会期日程の報告

- 議長（中野勝正） 議会運営委員長から、12月3日に委員会を開催し、本定例会の議会運営に関し、お手元に配付しました会期日程表のとおり決定した旨報告がありましたので、ご協力願います。
- 

◎議事日程の報告

- 議長（中野勝正） 本日の日程は、議事日程第1号のとおりであります。
- 

◎会議録署名議員の指名

- 議長（中野勝正） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、8番、田中元議員及び9番、山崎信義議員を指名します。

---

◎会期の決定

- 議長（中野勝正） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月14日までの5日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月14日までの5日間に決定しました。

---

◎議会報告第11号 例月出納検査結果の報告について

- 議長（中野勝正） 日程第3、議会報告第11号 例月出納検査結果の報告について。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査結果報告書が監査委員からお手元に配りましたとおり提出がありました。

---

◎議会報告第12号 請願の常任委員会付託報告について

- 議長（中野勝正） 日程第4、議会報告第12号 請願の常任委員会付託報告について。



本定例会までに受理した請願については、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配りました請願文書表のとおり所管の常任委員会に付託しましたので、報告します。

---

### ◎議会報告第13号 諸般の報告について

○議長（中野勝正） 日程第5、議会報告第13号 諸般の報告を行います。

初めに、第56回町村議会議長全国大会について報告します。去る11月14日に東京NHKホールにおいて全国大会が開催され、出席してまいりました。お手元に配りましたとおり、特別決議4件を含む20件を決議し、内閣総理大臣ほか関係大臣への要望活動の実施などが決定されましたので、報告します。

次に、議員派遣の結果について報告します。去る10月18日に実施された自然エネルギー活用の取り組み調査及びデマンド方式による地域交通システムの取り組み調査について、仙海直樹議員から、また、10月26日に開催された新潟県町村議会議長、副議長、委員長研修会について、山崎信義議員から、それぞれお手元に配りました報告書のとおり提出がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

---

### ◎議案第65号 町長専決処分について（平成24年度出雲崎町一般会計補正予算（第3号））

○議長（中野勝正） 日程第6、議案第65号 町長専決処分について（平成24年度出雲崎町一般会計補正予算（第3号））を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第65号、一般会計補正予算（第3号）の専決処分につきましてご説明申し上げます。

このたび11月16日に衆議院が解散したことによりまして、今月12月16日の投開票日ということで4日公示、5日からの期日前投票がスタートしております。専決処分の予算につきましては、この選挙の執行にかかわります必要経費を計上し、11月2日に専決処分したものであります。これによりまして、歳入歳出にそれぞれ補正額424万4,000円を追加し、予算総額を33億4,116万8,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中野勝正） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） それでは補足説明をさせていただきます。

町長の説明のとおりでございますが、11月16日に衆議院が解散し、その選挙準備経費として20日

に専決処分をしたものでございます。

ポスター掲示板37カ所、期日前投票所11日間、その投票管理者立会人、また投開票本番の16日の投票所5カ所に関する投票管理者立会人、また開票所1カ所管理者その他事務執行経費、職員手当などを計上いたしました。

また、歳入では衆議院選挙、国民審査委託金のほかに、東京電力柏崎刈羽原子力発電所の稼働に関する署名簿審査経費交付金6万円を歳入歳出に事務費を計上してございます。審査分につきましては56人でございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（中野勝正） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第65号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思ひます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 異議なし認めます。

したがって、議案第65号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第65号を採決します。

この採決は起立によって行ひます。

議案第65号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願ひます。

〔起立全員〕

○議長（中野勝正） 起立全員です。

したがって、議案第65号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

#### ◎議案第66号 出雲崎町暴力団排除条例の一部を改正する条例制定について

○議長（中野勝正） 日程第7、議案第66号 出雲崎町暴力団排除条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第66号につきましてご説明を申し上げます。

昨年9月定例会でお願いいたしました町暴力団排除条例におきまして、第4条第1項中に県内の暴力団追放運動に対して連携協力する指定団体として、新潟県暴力追放運動推進センターが規定されております。この団体指定の根拠となる本法の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律からの引用する条文の条がずれ、繰り下げとなったため、このたび一部改正をするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中野勝正） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） 補足をさせていただきます。

町長の説明のとおりでございますが、今回本条例第4条の基本理念の中で、暴力団追放運動として連携をとる団体として、新潟県公安委員会が指定する新潟県暴力追放運動推進センターが規定をされております。この根拠となる暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、これにおいて規定されておりました第32条の2が途中で条文が入り、32条の3に条がずれたというふうなことで、県の暴力追放運動推進センターの規定する条項が1条ずれて、32条の3に条がずれて繰り下げとなったというふうなものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（中野勝正） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、諸橋議員。

○4番（諸橋和史） 我々知識がないものですから、現状のままではほとんどわかりません、この内容自体が。それで条ずれという話ありましたし、その項、どういうものが入ったのかというのを、今後明記できないものでしょうか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中野勝正） 総務課長。

○総務課長（山田正志） 私どもの条例改正につきましては、国の条がずれたために、正誤表は今回はつけておりません。条がずれただけの。今後考えられるとすれば、資料としてお出しできればというふうなことなんですけど、実際私もちょっと調べたんですが、本法自体がまだちょっと整理というか、改正文はあるんですけど、きれいになってなかったもので、ちょっと資料として用意できなかったかなというふうに思いますが。途中で何が入ったかといいますと、その途中でそれぞれ事業者の不当要求防止に関する条項という文が、本法の3条の2に追加されたというようなことで、それぞれが事業を営む者の皆さんが、その責務において暴力団に対しての排除の責任を持つというふうな、そういう条文が本法に入ったことによりまして、後送りに今回されたというふうなことだというふうに理解しております。

以上でございます。

○議長（中野勝正） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） これで質疑を終わります。

議案第66号は、総務文教常任委員会に付託します。

---

◎議案第67号 良寛記念館の設置及び管理に関する条例制定について

○議長（中野勝正） 日程第8、議案第67号 良寛記念館の設置及び管理に関する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第67号につきましてご説明を申し上げます。

良寛記念館は、平成25年1月1日をもって出雲崎町が引き継ぐ事業譲渡契約の調印が先月11月7日に取り交わされたところであります。また、今後完全移管までのスケジュールとして在余財産の清算や登記の完了、清算確定申告などの一連の事務手続を進めております。現在清算事務の完了を来年2月末と見込み、公設運営の開始日を3月1日からと予定しております。したがって、暫定的な条例である現条例を廃止しまして、新たに公設運営に対応すべく本条例を提案するものであります。

施行日につきましては、附則の第1項に記載のとおり、公設運営の開始日などに変更などが生じても対応可能としたものでございます。

次に、提案条例の主な内容、骨格につきましてご説明を申し上げます。施設の名称につきましては、現条例と同様、良寛記念館とするものであります。

2つ目は入館料につきましては、現条例の入館料と同額であります。

3番目といたしまして、将来の指定管理を視野に、指定管理者による指定管理条項を新たに設けたものであります。

以上、主な内容、骨格につきまして3点申し上げましたが、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中野勝正） 補足説明がありましたら、これを許します。

教育課長。

○教育課長（佐藤信男） それでは若干補足をさせていただきます。

主な条例骨子につきましては、ただいま町長からご説明があったところでございますが、施行日につきましては、公設運営の開始日を3月1日と予定しておりますが、現時点では確定的に定めることができないことから、変更等が生じても対応できるように、幅を持たせた中で規則への委任事項としたものでございます。また、この条例に定めるもののほか、必要な事項につきましては、条例第13条により委任事項として別に定める旨、規定されているところでございます。

このたび県内の主な博物館50館ほど開館時間等につきまして調査をいたしました。その調査状況

から開館時間また休館日等につきまして、現在と若干の変更を予定しておりますのでございます。まず、開館時間につきましては、現在は4月から10月までと、11月から翌年3月までの開館、閉館の時間が異なるいわゆる2本立てとなっておりますが、これを年間を通して午前9時から午後5時までと1本にする予定でございます。

次に、休館日につきましては、現在年末年始の休館のみとなっておりますが、冬場の時期となる11月から翌年3月までの間、毎週水曜日を休館とする予定でございます。この水曜休館につきましては、観光施設との連携を考え、天領の里と同様とする予定でございます。

以上で補足をさせていただきました。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（中野勝正） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、田中元議員。

○8番（田中 元） 当然これは総務文教常任委員会に付託されるものと思いますが、質疑ができませんので、一つだけお聞かせいただきたいんですが、今町長の説明の中で指定管理者に移管するというようなお話がございました。それはそれで結構だとは思いますが、第4条に記念館に館長、学芸員、その他の必要な職員を置くということになりますが、これは当然正職員の扱いになるんですか、それとも臨職になるのか、その辺の詳しい説明をちょっと聞かせてください。

○議長（中野勝正） 総務課長。

○総務課長（山田正志） 現時点で考えている学芸員につきましては常勤ではございません。学芸員の職務上、毎日出勤する必要はないというふうなことであります。私ら町でいいますと、臨時的任用職員というのはフルタイムの職員でありまして、非常勤職員というふうな扱いになります。

それと、職員、館長につきましては、現段階では館長も職員と同等の日数の勤務にはなっておりませんので、非常勤職員というふうになります。あと、その他の職員については、7時間45分勤務する職員に準ずるというようなことで、臨時的任用職員というふうなことで現時点では考えております。したがって、4人とも正規の職員ではないというふうなことでございます。

以上です。

○議長（中野勝正） ほかに質疑ありませんか。

7番、三輪議員。

○7番（三輪 正） これ総文のほうで、付託されますのであれですが、この中に心月輪のこと、これ後でまた話が出るかもわかりませんが、心月輪はたしか良寛記念館が指定管理者になってますよね。その良寛記念館が解散するということになると、そういうふうな整合性というか、それはどうなるのか、その辺ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中野勝正） 産業観光課長。

○産業観光課長（田口 誠） 心月輪につきましては、現在といたしますか、記念館が指定管理者ということで契約をしておいたわけですが、11月30日をもって解散といたしますか、経営を断念するとい

うことの中で、記念館のほうから指定管理の解除ということで申し出がございまして、町が受けま  
す1月1日までは一応指定管理という中で記念館のほうで管理をしてもらおうと。1月1日から町の  
ほうで管理をするということで手続的に進めております。

以上です。

○議長（中野勝正） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） これで質疑を終わります。

議案第67号は、総務文教常任委員会に付託します。

---

◎議案第68号 出雲崎町新生活支援金支給に関する条例の一部を改正する条例  
制定について

○議長（中野勝正） 日程第9、議案第68号 出雲崎町新生活支援金支給に関する条例の一部を改正  
する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第68号につきましてご説明を申し上げます。

本条例は、平成18年の出雲崎てまり団地の分譲に当たって、町外から町に定住される若い夫婦や  
子供のいる世帯を支援し、定住人口の増加を図る目的で制定されたものであります。

現在造成工事中のやまや団地も来年3月から4月にかけて分譲を予定しておりますが、町外から  
の子育て世代の定住による人口増加を図るため、本団地につきましても新生活支援金の支給対象と  
いたしたく、条例の所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中野勝正） 補足説明がありましたら、これを許します。

建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） それでは、補足説明をさせていただきます。

資料の2ページをご覧ください。第2条第1号は、支援金支給の対象となる転入世帯を定義して  
いますけれども、町を転出した方がやまや団地に再度転入される場合に、いつまでに転入した方を  
支援金の対象にするかという部分の改正になります。

次の6号は、土地つき建て売り住宅の定義ですけれども、これに該当する販売がございませ  
んの  
で、削るものでございます。

次の第3条でございまして、めくっていただいて3ページ、第1号では支援金支給の対象となる  
ための分譲地の購入期限が条文中に定めてございましたけれども、これを別表に定める期日まで  
に  
といたしました。下の別表をご覧ください。このたびのやまや団地につきましては、先ほどの第2

条関係の町を転出した方の場合は、本年11月30日までに転出された方が該当しますし、今ほどの第3条関係で分譲地の取得の期日を平成27年3月31日といたしましたので、新生活支援金対象となる購入期間につきましては、来年の4月から2年間になります。

最後に、第7条は外国人登録法が廃止されましたので、削るものです。

以上でございます。

○議長（中野勝正） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第68号は、社会産業常任委員会に付託します。

---

#### ◎議案第69号 出雲崎町下水道条例の一部を改正する条例制定について

○議長（中野勝正） 日程第10、議案第69号 出雲崎町下水道条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第69号につきましてご説明を申し上げます。

昨年8月に公布されました地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、下水道法の一部が改正されまして、それまで下水道法並びに政令で定められておりました公共下水道の構造の技術上の基準、また終末処理場の維持管理の基準につきまして、地方自治体のおおのの条例で定めるものとされたことから、町下水道条例の所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中野勝正） 補足説明ありましたら、これを許します。

建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） 補足説明をさせていただきます。

町長の説明のとおりでございますが、条例の一部改正に当たりましては、下水道法施行令に定められた基準を参酌して定めるものとされていますので、このたびの条例に定めますそれぞれの基準は国の施行令に示された基準と同様としております。

それでは、資料5ページの新旧対照表をご覧ください。まず目次ですけれども、新たに第4章、公共下水道の施設に関する構造及び維持管理の基準等を追加しました。

めくっていただいて6ページでございます。第4章を追加する部分です。第21条の2では、排水設備、処理施設に共通する構造の技術上の基準を規定しています。

その下、21条の3では排水施設の構造の基準を、それから21条の4では処理施設の構造の基準を規定しています。

8ページ、21条の5では、今ほどの構造の基準に対する適用除外ができる場合といたしまして、災害や施設の増改築などの場合に一時的な仮設備を使用する場合を上げています。

21条の6では、終末処理場の維持管理に関する基準でございます。

以上でございます。

○議長（中野勝正） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第69号は、社会産業常任委員会に付託します。

---

◎議案第70号 平成24年度出雲崎町一般会計補正予算（第4号）について

議案第71号 平成24年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第72号 平成24年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第73号 平成24年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第74号 平成24年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（中野勝正） 日程第11、議案第70号 平成24年度出雲崎町一般会計補正予算（第4号）について、日程第12、議案第71号 平成24年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、日程第13、議案第72号 平成24年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、日程第14、議案第73号 平成24年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、日程第15、議案第74号 平成24年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第2号）について、以上議案5件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第70号から第74号につきまして一括ご説明を申し上げます。

最初に、議案第70号、一般会計補正予算につきまして、間もなく第3・四半期が終了しようとしておりますが、歳出では既に事業完了したもの、また今後の見込みの中で年度末を待たずに今回計



上しております。また、人件費関係につきましては手当等の変更、不足分につきましては補正をしております。

まず、歳出補正の2款の総務費、1項総務管理費、5目財産管理費の需用費では、1階応接相談室の壁、床などの施設修繕料を追加計上いたしました。

3款民生費、1項社会福祉費、2目障害者福祉費では、サポートセンターの就労施設備品の補助として巻き取り機の購入を予定しておりましたが、予定していた団体からの補助が不採択となったため、本年度は町単独補助も含めて見送りとするため、減額計上いたしました。また、扶助費では就労継続支援分のサービスの追加、発達障害関連の障害児童給付費を計上いたしました。8目の介護保険料では、認定ソフト改修に伴う繰出金を追加計上いたしました。

2項児童福祉費では、両保育園の委託料を減額し、広域入所保育分を計上いたしました。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費では、農地の面的集積を促すために出し手に対する支援が制度化され、その対象者への補助金を計上いたしました。また、青年就農支援事業として、新たに国の事業として制度化されたため、対象夫婦1組の所得補償分として補助金を計上いたしました。

7款商工費、3目観光費では心月輪関係の施設修繕料の追加と、財団法人としての良寛記念館の解散に伴い、指定管理を取り消しとなるため、本年度末での町の維持管理費分を計上いたしました。また、心月輪脇のトイレにつきまして25年度に全面改修をする予定をしておるため、事前の実施設計委託料を計上いたしました。

4目天領の里管理費では、地権者の意向で撤去中の案内看板について、新たな設置場所が決まりましたので、設置工事費を計上いたしました。

8款土木費では、事業の出来高見込みにより、各目の財源更正を行っております。

2項道路橋りょう費、3目道路新設改良費では、町道船橋田中線の工事費の追加、町道乙茂藤巻神条線の暗渠用水パイプの補償料の追加を計上いたしました。

5項住宅費、2目街なみ環境整備費では、ウォーキングロード整備を予定しておる住吉町地内の国有地の払い下げ申請に伴う用地測量業務委託料を計上いたしました。

5目住宅用地造成費では、やまや団地分譲の広告宣伝関係費の宅造会計への繰出金を追加計上いたしました。

9款消防費、1項消防費、2目非常備消防費では消防団員の火災出動特別警戒に伴う費用弁償を追加計上いたしました。

3目消防施設費では、消防軽積載車1台を日本損害保険協会から寄贈を受けることになったため、登録の関係、諸経費を計上いたしました。

4目防災対策費では、所有する放射線測定器点検料を、また現在町内のガソリンスタンド1社と非常時での供給契約を結んでおりますが、このたびそのスタンドが停電時自家発電装置の給油を可

能とする経済産業省の補助採択を受け、町も協調し、補足し、つけ足しての補助金を計上いたしました。

10款教育費、4項社会教育費、6目良寛記念館施設準備費におきましては、入館券の印刷費を計上いたしました。また、7目では良寛記念館管理費用を新設し、25年1月からの事業運営に直接かかわる経費、施設の修繕クリーニング料、周辺斜面の整備、門扉などの修繕工事費、備品整備にかかわるものを計上いたしました。

歳入につきましては、1款町税で、今後の見込みとして固定資産税を追加計上し、14款使用料及び手数料で良寛記念館入館料を新たに計上し、19款繰入金では当初予算で繰り入れた財政調整基金2億8,000万円のうち1億5,000万円を減額いたしました。

また、20款の繰越金は全額を計上いたしました。

その他に地方交付税の留保分の一部を、また分担金及び負担金、国、県支出金、寄附金、諸収入町債を計上いたしました。

これらによりまして、歳入歳出にそれぞれ補正額1,801万5,000円を追加し、予算総額を33億5,918万3,000円とするものであります。

次に、議案第71号、国保会計の補正予算につきましてご説明を申し上げます。歳出予算におきましては、一般被保険者にかかわる療養給付費及び高額療養費等に不足が見込まれることから、2款保険給付費に2,972万3,000円を追加いたしました。また、歳入予算では5款の国庫支出金及び8款県支出金にそれぞれ負担割合に基づく額を計上いたしましたほか、前年度繰越金を全額予算計上し、不足分に充てたほか、その財源相当額を11款の2項1目運営準備基金繰入金から減額をいたしました。これらによりまして、歳入歳出それぞれ2,975万1,000円を追加し、予算総額を6億2,808万円とするものであります。

次に、議案第72号、介護会計の補正予算につきましてご説明を申し上げます。このたびの補正は、国が進める介護保険総合データベースの構築に伴い、町の認定事務システムの改修が必要となりましたので、1款総務費に54万6,000円を計上いたしました。この財源といたしましては、一般会計からの繰入金で措置しております。これによりまして、歳入歳出それぞれ54万6,000円を追加し、予算総額を7億1,765万4,000円とするものであります。

次に、議案第73号、簡水会計の補正予算につきましてご説明を申し上げますが、このたびの補正予算は国の経済危機対応、地域活性化予備費の配分に伴うもので、小木浄水場のろ過器、浄水池などの改築に係る費用を計上いたしました。これによりまして、歳入歳出それぞれ補正額1億700万円を追加し、予算総額を31億570万円とするものであります。

次に、議案第74号、宅造会計の補正予算につきましてご説明を申し上げます。このたびの補正予算は、来年3月から4月にかけて分譲を予定しております、やまや団地の宣伝広告に必要な費用を計上いたしました。これによりまして、歳入歳出それぞれ補正額102万7,000円を追加し、予算総額

を656万円とするものであります。

以上、一般会計並びに4特別会計の補正予算を一括説明申し上げました。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中野勝正） 次に、補足説明がありましたら順次これを許します。

最初に、議案第70号について。

総務課長。

○総務課長（山田正志） 若干の一般会計につきまして補足説明をさせていただきます。

歳出207ページからお願いをいたします。総務費関係でございます。一般管理費の地方公務員災害補償基金特別負担金、これ東日本大震災の臨時的な経費というふうなことに充てるため、今回特別負担というふうなことで職員分が参っておりますので、全額ここで計上いたしました。

次に、財産管理費については、施設修繕料の追加、これ町長の説明のとおりでございます。町長室の脇の応接相談室の改修というふうなことで、そのほか一般修繕分を含んで追加させていただきました。

それと役務費、ごみの処理料の追加、これ役場裏の大分いろんなどころから廃棄物の関係が役場のほうに持ってきたものが大分たまっておりますので、今回一括処分、整理をするというふうなことで計上をさせていただきました。

次に、208ページをお願いいたします。障害者就労施設備品購入費補助金の減というふうなことで、これ町長の説明のとおり、サポートセンターで予定していた巻取機の備品の購入補助でございますが、民間の補助団体の部分が不採択となったため、協調の補助を予定していました町単独分も今回はとりやめというふうなことで、民間からは4分の3補助というふうなことで、残りの2分の1を町というふうに予定しておりましたが、今回は見送りというふうなことでございます。

それと20扶助費についてでございます。障害者福祉サービス費、大きな金額追加でございますが、これはサポートセンターの就労継続分というふうな部分での追加、あと障害児給付費、これ子供の発達障害分の給付費の追加でございます。

介護保険関係は町長の説明のとおりでございます。

次に、児童福祉費の両保育園の委託料の減でございますが、1歳から2歳関係、3歳児が出雲崎保育園のほうでは減というふうなこと、小木之城保育園は4歳児以上が減というふうなことで、いずれも保育児童数の減によるものでございます。あと、広域入所はこれは長岡市にお二人の広域入所の実施というふうなものでございます。

続いて、209ページ、農林水産業費、農業振興費の中の負担金補助及び交付金でございます。農地面的集積促進事業補助金、これにつきましては今回から出し手について面積に応じて5反以下の場合ですと30万円、5反以上の場合は50万円の協力金というふうなことが、協力金で補助されるというふうなもの、これ全額国庫負担でございます。

それと青年就農支援事業補助金、これにつきましては平成20年4月までさかのぼって対象になるというふうなことで、本町で新たに農業をというふうなことを始められた、本町の場合ですと、大門の佐々木さんご夫婦で所得補償給付金というふうな形で今回対象になっているというふうなことでございますが、これは1回きり、佐々木さんの場合は今回しか、1年分しか該当していないというふうなことでございます。

続きまして、210ページでございます。7款商工費の観光費、需用費の施設修繕料についてでございます。町長の説明のとおり、心月輪につきましては今後指定管理が取り消しとなりますと、町のほうで3月まで当然今後管理というふうなことになります。そんな中で心月輪のトイレの部分的な修理、またサッシ周りの修理をというふうなことで今回追加計上してございます。

あと観光費の観光用公衆便所設計委託料、これにつきましては説明のとおり、観光トイレの実施設設計料でございます。今後また国との協議になりますが、ちょっと電源のほうの交付金を予定できないかなというふうな部分で、事前の実施設設計が必要になるというふうな部分でございます。

続いて、211ページ、8款土木費でございます。道路新設改良費、道路新設改良舗装工事費の追加、船橋田中線、これ過疎債事業として事業追加でございます。

続いて、補償関係は乙茂藤巻神条線でございますが、先ほど町長の説明のとおり、暗渠また用水パイプ関係での補償料の追加でございます。

続いて、212ページでございます。5項の住宅費の中の街なみ環境整備費、これも町長の説明のとおりでございますが、本年度住吉町地内でのウォーキングロードも予定しておりましたが、実際現在国有地が一部分入っているというふうなことで、その辺の表示登記また測量関係が必要になって今回追加というふうな部分でございます。

続いて、住宅用地造成費の宅造会計の繰り出しにつきましては、町長の説明のとおり分譲PR分でございます。

あと、9款消防費について、消防団員の費用弁償の追加でございます。以前にも全協でご説明いたしましたが、本年度の火災発生件数が本町14件というふうなことで多くなっております。そのうち消防団員の出動については6回ございました。火災が多くなっているというふうなことで当初4回を予定していたんですが、予定というか4回分の予算を盛っておったんですが、既にオーバーしているというふうな部分、またそれが年度途中でもう既にその回数になっていたというふうな部分と、今後火災が発生しないように特別警戒を追加で実施何回かしております。その辺の部分で費用弁償が不足になったというふうなことで、今回追加をさせていただきます。

あと、消防施設費関係につきましてはでございます。役務費関係で自動車登録関係の費用、重量税関係、公課費でのっておりますが、日本損害保険協会から本年度初めにちょっと申請したんですが、1台いただけるというふうなことになりまして、軽積載車が1台でございます。ただ、ちょっとタイプが違っていて、本町の軽積載車については後部座席2人は屋根がないものなんですが、今回の

ものは4人乗りの屋根がありまして、後ろの荷台が逆にその分狭くなって、ただそういう仕様の消防車も他町村で入れている、当然ありますので、ちょっとタイプが今回いただくものはかわるかなというふうな部分で、また利用してみてもどんなふうな利用状況か、ちょうどいい機会かなというふうに思っております。

あと防災対策費の放射線測定器の点検料、これ年1回やはり点検をして確認をすることが必要かなというふうなことで点検料を計上いたしました。

それと負担金補助及び交付金ですが、災害時災害対応型中核給油所等整備事業補助金、今回初めてのものでございますが、経済産業省の指定を受けた業者さん、これ本町の中越石油でございますが、国が基準事業費の3分の2補助というふうなことで、残りの補助残について町が2分の1補助とするというものでございます。最近北海道で県内でも風によって停電ございましたが、特に北海道で大きな停電、鉄塔が倒れて停電ございました。その場面の中でガソリンスタンドでなかなか長い列で、停電したことによって手動で給油しなきゃいけないという部分ですが、これにつきまして自家発電装置を補助で設置して、通常のような形で給油ができるものでございます。

中越石油さんとはまた以前から災害時の給油の協定も町のほうで結んでおったんですけど、その辺の部分で経済産業省とのまた採択を受けることができたというふうな部分で、今回補助を計上させていただきました。

続いて、教育関係は減額がほとんどでございますが、215ページをお願いしたいと思います。先ほどの良寛記念館管理費の中で先ほどのご質問の中で、臨時職員賃金というふうな形で今回のせてございます。細節名は臨時職員となっておりますが、フルに働く人を臨時的任用職員というふうなことで7時間45分の方を言っております。それ以外のパートの形の方は、非常勤職員というふうに分けておりますが、学芸員、館長につきましては非常勤職員というふうなことで勤務日数、勤務時間が少ないというふうなことです。あと館長代理、事務員の方は通常の職員と同じ勤務日数、勤務時間勤務していただくというふうなわけでございますが、総括して今回3月までの臨時職員分の賃金を計上してございます。

あと11節需用費の中でございます。消耗品関係も今後3月分まで見越しておりますが、施設修繕料、特に庭の関係のグレーチング、また入り口の耐雪庵の屋根のふきかえ、展示室の光をちょっと遮断するUVフィルムを張ったりというふうな部分で、冬場の今の時期に一部分施設修繕をというふうなことでございます。

続きまして、216ページをお願いいたします。委託料の施設周辺環境整備委託料でございます。大きな金額のっておりますが、これ心月輪のトイレの裏から庭にずっとかけまして、斜面の小木、竹も含めましてちょっと整理をして、手づかずになっている斜面の部分を整理をしていこうというふうな部分で、この時期葉っぱが落ちた中での作業をというふうなことで予定してございます。

それと15の工事請負費につきましては、記念館の門扉、あと入館料の標示板なりちょっと傷みが

きている部分もありますし、そういう部分を修繕を今回しようというふうなことで工事費として上げてございます。

最後に、11款公債費についてでございます。これ臨時財政対策債と減収補てん債が平成14年借入れで10年で利子の見直しというふうなことで、元利均等償還でございます。そんな中で元利均等償還ですんで、利率が下がった部分元金が増えたというふうなことで、今回元金分を計上いたしました。利子については本当は減額になるんですが、実際ことしの借り入れ分の利子で一部分率が上がっていて、利子がちょっと不足ぎみということで利子の減額は今回計上してございません。元金のみ計上させていただきました。

歳入、201ページをお願いいたします。町税関係、固定資産税、これ償却資産分の追加というふうなことで、エフエイ新潟、越後工業、吉沢工業中心に償却資産分を追加計上をさせていただきました。

10款地方交付税につきましては、普通交付税の分の追加というふうなことで、決定額は15億900万8,000円でございますが、現在今回追加いたしました、留保枠として7,900万円まだ留保はございます。これ3月に向けて全額計上をさせていただきますが、留保はございます。

続いて、分担金関係、これ歳出に連動したものでございます。202ページ、良寛記念館の入館料、これ3月までの分を計上してございます。

国庫支出金について、これ歳出に連動してございます。

国庫補助金、これにつきましては土木費のほうで予定しておりました社会資本整備総合交付金が国の配分により減額となつてございます。あと消防費国庫補助金につきましては、当初3基分の防火水槽を予定しておりましたが、配分が2基分しか来なかったというふうなことで、1基分減額をいたしました。既に2基については終了してございます。

あと県支出金につきましても、歳出に連動してございます。

補助金も同様でございます。補助金の一番下から2つ目になります農地面的集積促進事業補助金と、青年就農支援事業補助金、これ歳出にのつてございますが、100%のものでございます。トンネルで入ってくるものでございます。

続いて、204ページでございます。寄附金関係でございます。一般寄附金で100万円追加してございます。これは東京都の方で日比ミリ子さんという方から寄附をいただいております。本町ゆかりの稲荷町の山田マリ子さんのご兄弟の方になるかと思いますが、大変お世話になったというふうなことで寄附をいただきました。それとあわせて寺澤八一さん、これもご兄弟の関係になるんですが、山田マリ子さんが住んでいらっしゃる土地について寄附をいただいております。稲荷町のものでございます。解体済みで更地でご寄附をいただいたというふうなことでございます。

それと19款繰入金、基金繰入金です。これも町長の説明のとおり、当初で2億8,000万円当初繰り入れましたが、今回1億5,000万円戻すというふうなことで、繰り入れ減としてございます。残

り1億3,000万円財政調整基金が入っているというふうなことです。

繰越金は全額計上してございます。

あと21款諸収入につきまして、良寛記念館の物品売り払い収入ということで、1月から3月分までの、これは良寛記念館のみの物品売り上げの見込みで計上してございます。

その他22款町債につきましては、歳出に連動しての事業の実績見込みにより補助残また単独事業での起債を計上してございます。

197ページ、これは歳入の町債とあわせた形で地方債の補正というふうなことでございますが、廃止の部分で津波避難路整備事業というふうなことで、現在事業実施の場所、今見積もり検討を進めておりますが、これ当初地方債で予定しておりましたが、なかなか制約がありまして、地方債としてはちょっとことしは難しいかなというふうなことで、地方債もこれ過疎債と同様で元利償還金の70%を交付税措置があるんですけど、特別交付税でストレートにその部分も同様に見れるというふうなことで、今回は他の財源というふうなことで、特別交付税の70%算入に事業を振りかえて実施というふうなことで考えてございます。

あと起債の変更はこれ歳出に連動したものでございます。

最後の一般会計の218ページ、給与費の明細、あと220ページは地方債の調書というふうになってございます。

以上で一般会計終わります。

○議長（中野勝正） 次に、議案第71号及び第72号について。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（河野照郎） それでは、引き続きまして議案第71号の国保特会につきましてご説明をさせていただきます。

補正予算書178ページをお願いいたします。このたび国保特会のほうで歳出の2款保険給付費のほうの増額補正をさせていただいております。この主な要因でございますが、これは本年6月の療養給付費の支払いにおきまして一般被保険者における特定の高度かつ先進的な医療が行われたというふうな特殊要因がございまして、これに伴いまして同月の療養給付費が例年同月の2から3倍の支払いとなったということがございました。それに伴いまして、当該年度、本年度の支払いに不足が生じる見込みとなりましたので、所要の額を追加で補正をさせていただきました。

戻りまして、歳入のほうの176ページをお願いいたします。11款2項1目運営準備基金繰入金917万6,000円減額いたしました。これによりまして、本年度末の同基金の見込みでございますが、6,336万6,000円という見込みになっております。

国保特会につきましては、以上でございます。

続きまして、議案第72号の介護会計の補正につきまして若干ご説明をさせていただきます。補正予算書185ページをお願いいたします。歳出の委託料の追加でございます。今ほど町長のほうから

説明がございましたとおり、介護保険総合データベース、こちらに伴うものです。これは国が市町村等の介護保険の適正な運営の資料等の作成に資するために、要介護認定情報を総合的に管理するというふうなシステムの構築が行われます。このために平成25年4月から運用できるように認定事務システムの改修が必要となりましたことから、このたび追加でさせていただいたところでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（中野勝正） 次に、議案第73号及び第74号について。

建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） それでは、補足説明をさせていただきます。

まず、議案第73号でございます。歳出の193ページをごらんください。1目の13節は来年度に老朽管の布設がえ工事を予定しております常楽寺、深町、米田に係ります設計を今年度中に行っておくためのものがございます。

次に、2目の13節委託料、15節工事請負費でございますけれども、資料の1ページをご覧くださいと思います。資料の1ページ、小木浄水場の見取り平面図でございますけれども、こちらの浄水場の敷地内に新たにろ過器1器を増設をいたしますとともに、滅菌装置の更新を行います。それから、町道を挟んで赤い文字でBと表示した位置に、更新する浄水池を設置をいたします。これにかかります設計委託、用地測量、工事請負費でございます。

補正予算書に戻りまして、歳入ですけれども、191ページになります。財源といたしまして、新たに基金の繰り入れを行うほか、起債、国庫補助金、前年度繰越金を追加いたしました。

議案第73号につきましては、以上でございます。

次に、議案第74号につきまして補足説明させていただきます。歳出199ページをご覧ください。追加する費用は、全て分譲PRに係るものがございます。11節の消耗品はのぼり旗、それから立て看板などの費用です。それから、12節の広告料は小規模なコミュニティー新聞に広告を出す予定のものでございます。それから、13節は宣伝広告を業者委託するもので、PRチラシの校正及び印刷、それから新潟日報の広告、それから長岡、柏崎など隣接地域の新聞折り込み、それからポスティングの費用でございます。また、用地測量費の減額につきましては、確定測量の精算見込みによるものがございます。14節は現地案内会等で現場のほうに設置するプレハブ小屋のリース料を計上いたしました。

以上でございます。

○議長（中野勝正） これで提案理由の説明を終わります。

---

#### ◎予算審査特別委員の選任

○議長（中野勝正） お諮りします。



ただいま議題となっております議案第70号から議案第74号までの議案5件につきましては、委員会条例第5条の規定により、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号から議案第74号までの議案5件につきましては、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

---

○議長（中野勝正） お諮りします。

ただいま設置が決定いたしました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、議長を除く9人を指名したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会の委員は、議長を除く9人を選任することに決定しました。この際、しばらく休憩いたします。

（午前10時31分）

---

○議長（中野勝正） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時33分）

---

#### ◎予算審査特別委員会の正副委員長の互選

○議長（中野勝正） これから諸般の報告を行います。

休憩中に予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので、報告いたします。

予算審査特別委員会の委員長に諸橋和史議員、副委員長に田中元議員がそれぞれ互選されました。以上で諸般の報告を終わります。

---

○議長（中野勝正） 議案第70号から議案第74号まで、議案5件は予算審査特別委員会に付託します。

なお、質疑は委員会において行いますので、ご了承願います。

---

#### ◎議案第75号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（中野勝正） 日程第16、議案第75号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第75号につきましてご説明を申し上げます。

人権擁護委員の海野町子委員が平成25年3月31日をもって任期満了となります。後任候補者につきまして、大字羽黒町の石川豊氏を法務大臣に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中野勝正） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、宮下議員。

○6番（宮下孝幸） ご推薦の石川さんに特に異論があるわけではありませんが、自治体が推薦をして法務大臣が委嘱をする形になると思うんですけれども、選考基準というのとはどのような形で行われているのか、お聞きできればなど。代表監査委員もやられている方でありまして、立派な方だということは承知をいたしております。特にですから人選に異論があるわけではありませんが、どのような形で選ばれていくのかなという、その経過経緯についてご説明をいただければと思いますが。

○議長（中野勝正） 町長。

○町長（小林則幸） 人権擁護委員の今回、推薦の依頼をして皆様方からご了知をいただいているわけですが、人権擁護委員というものはやっぱり広く公正かつ私心を捨てた中に今いろいろ大きな問題になっているわけですので、この辺をやっぱり相談に応じながら処理をすると、大変な重要な使命を持っております。そういう意味合いからいたしまして、どなたでもというわけにはまいりませんし、率直に申し上げまして、人権擁護委員につきましても非常に職務の内容からいたしまして、受け手がご理解いただくに大変苦難をしているという状況でございます。そういう状況の中に確かに監査委員もいたされておるわけですが、法的には何も問題ないわけですので、最も適任なる人物としてご推挙申し上げているということをご理解いただきたい。

○議長（中野勝正） ほかに質疑ありませんか。

7番、三輪議員。

○7番（三輪 正） この人選じゃないんですけども、任期は大体何年ですか、人権擁護委員さん知識不足で申しわけないんですが。本当はここに何か明記していただけると私らは同意なり責任もありますので、その辺もちょっと今後ちょっと考えていただきたいなと思うんですが。

○議長（中野勝正） 総務課長。

○総務課長（山田正志） 任期につきましては3年でございます。本来補足をすればよかったですけど、提案としてはちょっと、これ推薦するだけの本町での指名でしかないんであれなんですけど、補足が足らなかったと思います。

以上です。

○議長（中野勝正） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第75号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第75号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第75号は原案のとおり適任とすることに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中野勝正） 起立全員です。

したがって、議案第75号は原案のとおり適任と認めることに決定しました。

---

### ◎散会の宣告

○議長（中野勝正） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

(午前10時38分)

第 2 号

( 12 月 11 日 )

# 平成24年第4回（12月）出雲崎町議会定例会会議録

## 議事日程（第2号）

平成24年12月11日（火曜日）午前9時30分開議

### 第1 一般質問

---

#### 本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○出席議員（10名）

1番	小林泰三	2番	仙海直樹
3番	田中政孝	4番	諸橋和史
5番	中川正弘	6番	宮下孝幸
7番	三輪正	8番	田中元
9番	山崎信義	10番	中野勝正

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	小林忠敏
教育長	佐藤亨
会計管理者	内藤百合子
総務課長	山田正志
保健福祉課長	河野照郎
産業観光課長	田口誠
建設課長	玉沖馨
教育課長	佐藤信男
町民課参事	小田嘉代子
町民課参事	坂下浩平

---

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	田中宥暢
書記	遠藤望

---

◎開議の宣告

○議長（中野勝正） ただいまから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

---

◎一般質問

○議長（中野勝正） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

---

◇ 田 中 元 議員

○議長（中野勝正） 最初に、8番、田中元議員。

○8番（田中 元） 農業活性化ということで質問させていただきます。

平成18年の6月の定例会から今回まで農業問題に関しましては、特に稲作について5回ないし6回の質問を続けてまいりました。農家の自立、後継者の育成などに伴う米の販売についても質問いたしました。特に出雲崎産のブランド品になりました汐風米については、町長との見解では一致はできませんでした。しかし、平成20年の6月の定例会で汐風米コシヒカリは出雲崎産コシヒカリの宣伝に使うもので、ブランド化はしないという発言もございました。また、平成22年の3月の定例会においては、今度ブランド化を考え、商標化はしたけれども、大量生産は不可能に近いという答弁をされた。

そこで、お尋ねいたしますが、宣伝用に使われています汐風米の消費方法、あるいは販売方法については、町ではどのように考えておられるのかをお伺いします。

その後で、その中についている細かいことにはまた順次質問させていただきますが、特にこの消費方法、販売方法でどのようになっているかをまず最初にお答えをしていただきたいと思います。

○議長（中野勝正） 町長。

○町長（小林則幸） 田中議員さんから汐風米についてのご質問をいただいておりますが、本題に入る前に一言だけ私のほうから申し添えさせていただきたいと思っております。

過ぎましたが、夏の夜空を金波銀波、多彩な色彩で彩る花火大会、大勢の皆さんに感動と、そして喜び、勇気を与える夏の風物詩、これは各自治体とも競い合いながら、年々充実した企画をいたしております。場合によっては1億、2億の巨費が投じられるわけでございます。当町につきましても1,000万弱の皆様方の貴重なまたご厚志もいただきながら打ち上げております。果たしてこの夜空に一瞬にして、それだけの大きな金が消え行くわけでございますが、果たしてそれをご覧になった方々は、もったいないなと思う方はまず私はないと思っております。さらに、年々充実をした豪華絢爛な、このようなすばらしい花火を鑑賞したいという願いは、切なるものが私はあるかと思いま

す。

BバイC、確かに費用対効果、今そのことが問われてはおります。しかし、この全体事業、全体の町のもろもろのことを進めるに当たりまして、理外の理というものもございませぬ。単なるそういう費用対効果だけでない理外の理、このものが大きくそれぞれの段階で大きな寄与をしておるということをまずご理解をいただきたいということを前段に申し添えながら、お答えをしてみたいと思っております。

確かに汐風米、いろいろ過程においてのご意見等に対しましてお答えもしてまいったわけですが、第一弾の質問は、町といたしましても観光大使ジェロさん、あるいは剣持雄介さん、あるいはいろいろなイベント関係、あるいは町に大変な高額なふるさと納税なり、もろもろの機会に、いろいろな意味でお力添えいただいている方々に贈答米としてお贈りをしておると。そのものが主軸になっておりますが、残ったものについては天領の里等々で汐風米として販売をいたし、しかも好評で、お買いになった方々からも、さらに買い求めたいというご意見があるということをお聞かせを願っております。

○議長（中野勝正） 8番、田中元議員。

○8番（田中 元） 確かに今おっしゃっているとおり、費用対効果以外のまた効果があるというお話はよくわかるわけですが、たとえ宣伝用であろうとも、やはり経費がかかっているわけでございます。

それで、今そのようなお話の中からはなんですが、次にこの汐風米を栽培するために補助金が5年間にわたって出ているわけですが、宣伝用といい、生産コストはどのようになっているか、ひいては、こういう言い方が本来はいいのかどうか、ちょっと私も疑問なんですが、天日乾燥のために労力が相当かかり、担当課の方も手伝いをされているとも聞く、これは大変結構なことだと思います。しかし、そのような経過の中でこの汐風米が、効果はさておきながらも、約2反5畝ほどの面積を毎年やっておられるわけですが、コストは大体どれぐらいかかって、それがどのようになっているかということがやはりわかっておりませぬ。町が直接補助金を出し、その米を販売、あるいは贈答に使うということになると、その生産コストや何かがどれぐらいかかっているのか、その辺についてお聞かせいただけたらと思います。

○議長（中野勝正） 町長。

○町長（小林則幸） これは、5年ほど経過していると思っておりますが、これは議員さんは既にご承知だと思います。補助金ではございませぬ。委託料として当初予算に計上をしております。これは、審議をいただきながらご理解をいただいております。24年度においては180万、しかしその180万を、まだ今、年度途中でございませぬので、完全なる精算はしてございませぬので、委託料としての計上はございませぬが、それ以下でおさまるだろうという担当からのお話を承っております。

○議長（中野勝正） 8番、田中元議員。



○8番（田中 元） そうすると、委託料として払っている以上は、その農家はどのような格好で生産をして、どのような経費がかかっているかというようなことは町では把握しないでもいいということなのですか。その辺ちょっとお聞かせ願いたい。

○議長（中野勝正） 町長。

○町長（小林則幸） 当然委託料としてお願いしている以上は、今申し上げますように、予算で計上してあるか、それが投げっきりだけではございません。あくまでも実績に基づいたものに基づいてお支払いをするということです。

○議長（中野勝正） 8番、田中元議員。

○8番（田中 元） ということになりますと、その生産コストそのものについては実績があるということになれば、それに伴うということになるわけですが、当然生産者のコストなんていうのは把握しておられるんでしょうか。それもしわかりましたら、それはどれくらいのコストがかかっているのかお聞かせいただきたいというのが質問の主流なんです、いかがでしょうか。

○議長（中野勝正） 産業観光課長。

○産業観光課長（田口 誠） 設計内容につきましては各作業ごとに、春作業から中間管理並びに一番費用がかかりますのが海岸に持って行って、本来の汐風米として売り込むための稲架をかける経費がかなりかかっております。どうしてもその辺、コンバインで秋刈るのと比べますと、大変コストがかかるというふうなことで予算上で委託料で計上してある金額で精算をさせてもらう。今年度につきましては、若干経費の中で減額がされるということで、今町長からお話があったような状況で今後精算をしていくということになっております。

以上です。

○議長（中野勝正） 8番、田中元議員。

○8番（田中 元） 今おっしゃっている経費の計算、ことしのはわかりませんが、そうすると昨年度等のそういう収支明細というのははっきりわかっているんですか。その辺ちょっとお聞かせください。

○議長（中野勝正） 産業観光課長。

○産業観光課長（田口 誠） 委託料の設計書をつくって、それによりまして委託契約をしておりますので、内容的には細かい面まで設計されております。

以上です。

○議長（中野勝正） 8番、田中元議員。

○8番（田中 元） 計算されているということですが、今ここでその数字は公表できないのであれば、やむを得ませんが、その数字の公表することはできますか。今言っている反当たり180万はいいのです。180万は委託料ですから、わかりますが、その180万の使い方の中で、180万でそうするとでき上がった米を全部町が買い入れるということに解釈してよろしゅうございますか。

○議長（中野勝正） 産業観光課長。

○産業観光課長（田口 誠） はい、そのとおりでございます。

また、精米から管理、全部を委託しております。その辺まで設計の中に入っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（中野勝正） 8番、田中元議員。

○8番（田中 元） はっきりその数字が出せるのなら出していただければ一番ありがたいと思いましたが、今とりあえずここで数字をとやかく言いませんが、やはりある程度の経費がかかって、それをちゃんとした数字の中で委託料を、あるいは今で言うと、町長の答弁では180万が少なくなるというようなお話ですから、減額されたものでお支払いをするというようなことも理解できますが、ちまたの話によりますと、信用できなければそれまでですが、とても手間がかかってやり切れないと、やめたいという生産者の声もちらほらと聞こえるような気がいたしますが、その辺はどのようにお考えされていますか。

○議長（中野勝正） 町長。

○町長（小林則幸） 物事は、奥歯に物が挟まったんでなくて、ずばりずばりと申されたほうが良いと思うんです。

田中議員さんのおっしゃることはわかります。委託料180万。そこで、反収どうなるのかと。おっしゃるとするならば。仮に豊作であったとしても20俵、そうすると1俵幾らにするかと。コストが非常に高くなっておると。それに対する疑義があるということをおっしゃっていると思うのです。まさにそのとおりです。それにつきましては、私が前段申し上げましたように、そういうコスト対費用、1俵当たりの単価、そのお贈りしたお米の価値、そこにおいて受ける人たちの気持ち、そこにおいて出雲崎に対する思い入れを、特段とまたご協力いただいているということをお考えますと、単なるそういう計算づくめでいったら、物事は味も何もございません。

私は、そういう意味で田中議員さんおっしゃる、言われるとすることはずばりわかります。そういう意味におきまして、ただそれでいいと私は申し上げません。確かに生産者の中でも悲鳴を上げておられるというような話をこの質問が出まして、お聞きしております。そういう点につきましては、今まで汐風米という定義についていろいろとご所見を申し上げてまいりましたが、改めて私は汐風米としてのネーミングはしっかりととらえながら、その内容におきまして、より減農薬あるいはいろいろの意味の土づくりから、うまい米をつくって提供することも、これまた大きな効果になるんじゃないかと。お金をかければいいということではないということも、田中議員さんのおっしゃる趣旨はわかるんです。そういう点につきましては、今お話もございましたように、しっかりと5年間の総括をしながら新年度に臨んで、皆様方のご理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（中野勝正） 8番、田中元議員。

○8番(田中 元) 数字のことであれするわけじゃございませんが、やはり農家、お互いにこの米以外でもコシヒカリつくっているわけですし、前の質問でも申し上げていますが、町長との話の中で、今実際に農家はJAの指導のもと、あるいは町の農業に対する力入れ、前からも話のあります堆肥の散布についての補助、そういうものには努力されているのでわかるんですが、問題は今せっかくこうやって全国に発信して、20年にジェロさんがおいでになったときに発信されたというのも一般質問の中でご答弁をいただいておりますが、そういうふうにして5年経過しております。

ですから、最後になりますけれども、行政が直接この米については商標登録をとり、当初はブランド化しないという話もございましたが、後の質問の中で町長が汐風米だけでなく、出雲崎の減農薬、それから有機栽培の米については、別のネーミングを考へてもブランド化をしなければならないという答弁もいただいております。

それで、この5年間にありました汐風米コシヒカリについて効果とか、それから出雲崎産のコシヒカリに直接プラスになっているような、そういうものについての追いかけていいますか、そういう調査をして、結果は5年もたてばそろそろ出てくるころだかとも思うのですが、その辺についてのお考えはいかがでございましょうか。

○議長(中野勝正) 町長。

○町長(小林則幸) 確かに汐風米、このネーミングと、実際のそこに加わった作業過程におけるネーミングと米づくりの段階の合致点をどこに見出すかということで、私も若干答弁にぶれもあったかもわかりませんが、改めて私はこの汐風米とあわせて米づくり、汐風米として売り込むときのいわゆる基本的なそのネーミングとその内容に偽りないそのものを定義づけをしながら、改めて汐風米のあり方というものについて、また皆様方のご意見を聞きながら、検討しながら前向きに進めてまいりたい。

さて、効果はいかにあったのか。これにつきましては、ご承知のように汐風米とあわせて出雲崎農家の皆さんから大変なご努力いただきまして、ことしもコシヒカリの1等米比率は九十数%、県下第1位です。しかも毎年まずJAの倉庫から米が出るのは、出雲崎の米が最初になくなると。それだけの効果があるわけです。しかし、それに基づいて、せっかく努力された農家の皆さんにそれだけのものが還元をされておるかという、非常に私は大きな疑問を持っております。

そこで、改めて先般農業委員会の皆さんとの意見交換もいたしましたが、改めて私の名前と農業委員会の名前をもちまして、これだけ努力している出雲崎農家のために販売についてのしっかりした一つの方針を示すべきだという申し入れをいたします。いわゆる汐風米もその一環を担ってまいったと私は思っております。効果はあったと思います。しかし、その運用と、これからの栽培方法については改めて検討してまいりたいと思っております。

○議長(中野勝正) 8番、田中元議員。

○8番(田中 元) そのことにつきましては、町長が22年の3月の定例会で同じようなご答弁され

ております。

ただ、今農家が自立して農業が活性化するためにやはり出雲崎は、ほかの産業も大変、1次産業も大変ですけども、農家はやっぱり主流は米しかないわけです。その米自体が今低迷しているという中で、せっかく行政が力を入れ、あるいはJ Aが力を入れてやっている米の生産、5割減減の生産をやっているわけです。これは、よそにないものです。今町長は、県下トップとおっしゃいましたが、残念ながらことしの12月のJ A越後さんとうの発表で、コシヒカリに関してはたしか1等米比率は越路に抜かれているはずですが、残念ながら。それは、いろいろな原因あるのかもしれませんが、これはこれから精査していかなければならないと思います。けども、90%超えているのはJ A越後さんとうでは越路と出雲崎だけです。ですから、今町長がおっしゃるとおり、確かに特に北部の倉庫の米は出雲崎のコシヒカリ、一番先になりました。評判がいいからです。うまいからです。それそのとおりなんです。

ただ、そうやって努力をしている農家に対して、早くなくなっても見返りが無い。この前も町長もおっしゃいました。要は全農の販売組織で何しろ均一化されていて、高く売れようが、早くなくなろうが、米の値段、同じなんです。そこらを今度今農業委員会、あるいは町長のお名前でも要望なりされたということなんで結構でございますが、もう一步突っ込んでやはり農家の収入が上がることによって活力が見えるような政策も踏み込んでやっていただければなと思っておりますが、その辺いかがでございましょうか。

○議長（中野勝正） 町長。

○町長（小林則幸） J A越後さんとうを問わず、全農関係の集荷組織関係の系統的な集荷方法とか、いろいろの面については、これは組織内の一つの系統的なものがございます。私もかつて皆さんには若干申し上げたと思うんですが、その農家の労に報いるというためにも独自の販売ルート確保ということで、実は前の組合長、山田組合長も大いに賛同しながら、ある特定集荷業者との会合も持つということでも期待もいたしておりましたが、ちょうど改選によって退任をされたということで実現はしてありませんが、これは私も前向きに考えておりました。ぜひやりたいと思っておりましたが、リスクもあるんです。要するに特定集荷業者、米を集荷する、そのためのお米を集荷しても往々にして金が入らなかつたりという事例もございますから、その点はJ Aは物すごい強固な組織を持っておりますから、まずそういう憂いはないということでございますので、その中で何とかやっぱり努力する農家に報いるような、少なくとも体制をひとつ考えてもらいたいというのは今回間もなく、申し上げましたように農業委員会と私、出雲崎町長の名前でJ Aに申し入れをするということになっておりますので、今結論的に直ちにどうするかということについては、今後の課題として、また皆様方のお力添えをいただきながら進めてまいりたいと思っておりますが、少なくともそういう意味で全力を挙げてまた対応してまいりたいと思っておりますので、田中議員さん初めいろいろまたひとつご所見等があったらお伺いをしながら申し上げていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

○議長（中野勝正） 8番、田中元議員。

○8番（田中 元） 持ち時間があと5分ほどになりましたので、これで終わりにしたいと思いますが、農家そのものが、前からの質問でも申し上げているとおり、後継者が少ない、あるいは農家をやめていかれようとする方が余計になっているわけです。そういうことですが、やはり第1次産業がしっかりしていないと、後が続かないと思います。今町長のお話の中でこれから検討していけるし、前向きにお答えが出ておりますので、話はわかりましたが、リスクをしょっても何とか独自の方法で、もうあれだったら町を挙げて、独自の方法でやらなければならない時期に来ているかとも思うような気がします。私も少しは農家していますのでわかりますが、5割減減をやつて、農薬、肥料、そこまでやって頑張っているという結果だから、それにもう一つプラスを加えて、やはりリスクを加えるということになりますけども、直販とか、そういうもので独自の方法を町としても考えたり、我々第1次産業に携わっている農家としても考えていくようなことをやっっていかなければ、せっかく汗をかいてつくった米が安くなる米と同じ値段では、だんだん農家も農業もやる気が少なくなると思いますので、その辺をやはり行政も考えていただいて、今までご苦労されてお手伝いされた気持ちわかりますけど、もう一步踏み込んだ指導の仕方をお願いできればと思っています。

○議長（中野勝正） 答弁は。

○8番（田中 元） 結果は同じだと思います。結構です。

○議長（中野勝正） 終わりですか。

○8番（田中 元） はい。

---

#### ◇ 三 輪 正 議 員

○議長（中野勝正） 次に、7番、三輪正議員。

○7番（三輪 正） 希望のある予算編成ということで申し上げましたが、来年度予算だけじゃなくて、町長のほうからは、ぜひ今後3年とか5年の出雲崎はこういうふうな姿になるよというふうなことを含めましてお願いしたいと。今衆議院選挙で各党がいろいろ公約を掲げておりますけども、町長さんの場合3年まだ任期があるわけですので、ぜひ3年後くらいにはこういうふうに出雲崎するよというふうな夢のある目標といいますか、その第一歩といたしまして、25年度予算についてはこうだということをぜひお聞かせ願いたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（中野勝正） 町長。

○町長（小林則幸） 三輪議員さんの希望のある予算編成をというご質問でございますので、お答えをしまいたいと思いますが、私も議会の皆さん、町民各位の大変なお力添えいただきまして、25回目、25年目の予算編成の極に当たる立場にあります。それだけに責任重大と自らを戒めているところでございますが、私は一言で申し上げるならば、しなやかにして、安定ある中にぬくもりを

感ずる町づくり、これを基本に上げています。

これは、私は皆様方にも申し上げておるわけでございますが、やはり今の政治がそうですね。今の衆議院選挙の争点をどうとらえておられますか。まさに国民の単なる人気取り、関心を集めるための政策を羅列しております。私は、やっぱり今までの経験則に立ちますならば、過去に学び、現在の足元、しっかりと分析をし、見詰めながら、短絡的な1年、2年を目指すんじゃなくて、いわゆる5年、10年後の町民の皆様のご願いをいかに受けとめて具現化するかというものがこれが基本です。単に来年、再来年じゃないんです。継続は力なりでございます。そういう意味で、私は先般の議員との懇談会でも私の基本的な考え方は申し上げております。それは、ご理解をいただいておりますが、そういう中において、私やっぱり今は町民各位においてもこの選択肢、今回の総選挙における選択肢、迷いに迷っておられると思うんです。しかし、少なくともその中において我が町は一步踏みとどまりながら、その中におけるやはり偽りのない、真実に基づいた継続的な、いわゆる安定した事業を進めてまいらなければならないというふうに私は考えております。

○議長（中野勝正） 7番、三輪正議員。

○7番（三輪 正） 今町長のほうからしなやかな、安定した、ぬくもりのある町ということでございます。実際今選挙やっていると、どうしてもやっぱり今町長が言われましたように、当選をするための公約というか、形でありますので、町長のほうからはぜひそれは別個としまして、今言いましたように今後の、場合によってはすぐ皆さんのほうから評価を受けない方針もあるかと思えますけれども、町長としてはやはり5年後、10年後は絶対こういう町をつくるんだと、築くんだというための方策といいますか、そういったものをぜひ全力でやっていただきたいと思うわけでございます。

今出雲崎は、財政的には県下でも、この前、新潟日報に載っておりましたけれども、上位から見ますと大体3位くらいに、みんないろいろの数字が入っておりますけれども、決して財政がいいから無駄遣いというか、大いに使うということじゃありませんけれども、当然効率的な取捨選択した予算執行になるかと思えますけれども、その中で町長は今しなやかなというように言われましたけれども、例えばもう少し具体的に、もっとこうすれば、最終的にはやっぱり出雲崎に生まれて、出雲崎に住んでよかったという、また出雲崎以外の方もぜひ出雲崎へ来て住みたいという町づくりが一番の理想じゃないかと思えますが、その辺の町長の計画なり、夢と言っちゃあれですけども、それもまたもう一回お聞かせ願いたいと思います。

○議長（中野勝正） 町長。

○町長（小林則幸） 私は、持論として常に皆さんに申し上げております。

まず、財政を語らずして政策なしと。これは、あらゆる機会では申し上げている。入るを図って出るを制する。これを基本に財政を堅持しながら、その中における住民各位の産業振興、あるいは環境問題、あるいは福祉関係、教育関係、インフラ整備等々を進めてまいっております。

おかげさまで今三輪議員さんがおっしゃったように去る7日、2011年度のいわゆる30市町村の普通会計予算の決算の状況が報道されました。当町におきましては、経常収支比率80.1%、実質公債費比率8%、県下上位から数えて4番目です。ベストフォーに入っております。いわゆる財政は、私が申し上げておる健全財政を堅持しておるということに偽りはなく、これまた議会を初め、町民各位のご理解とご協力をいただいておりますということに対しましても厚く御礼を申し上げながら、この中においてさらに皆様方とともに、今申し上げますような今の現状、三輪議員さんがおっしゃっておりますように、当町も高齢化、少子化が進む中においていろいろのひずみも生まれてまいっております。農業問題においても、商工業関係におきましてもいろいろの問題が発生をしておることは事実でございます。

そういうものに単に大上段に振りかぶって、かくかくあって、かくあるということは、到底これは出雲崎だけでは解決できない、周囲の外的ないろいろな一つの状況も加味合わせてあるわけでございますので、その辺を先ほど申し上げたように、十分判断をしながら、その中におけるこの25年度の予算編成におきましてもそれぞれの議員さんなり皆さんからご要望もいただいております。そういう面のいわゆる緩急とあわせまして、必要欠くべからざる事業については重点的に、若干ご猶予いただくところはご猶予いただく。特にこの16日に判断が示される国政レベルの選挙につきましては、大きく地方交付税の問題とか、いろいろの問題が変化してくる可能性がございます。そういうこともございますので、出雲崎町の現状をしっかりと踏まえながら、先般ももう議員さんにこの新年度においてどういう事業を進めるのかということをお願いしております。特にこの後、宮下議員さんからもご質問が出ますが、防災関係、その辺につきまして、いわゆる防災行政のデジタル化、あるいは柏崎消防署の分遣所の移転問題等々についても、これは早急にきちっと対応してまいらなければならないということで相当の予算も投入をしております。その中におけるまた道路改良等も喫緊に進めなければならない路線もございます。ただし、これも一括交付金関係も大きくまた変わってくる可能性もございます。

そういう面からあわせましても、町の単独な事業費を投入するにも限界ございますので、そういうものとあわせた、いわゆる過疎債なり、有利な財源を適用しながら、できるだけハードの面は対応しながら、積極的に進めてまいるということを考えておるわけでございますし、また先ほど来から農業問題も出ておりますし、いろいろの問題も出ておりますが、あるいは商工関係、これらにつきましても先般も恩賜公園で商工会の皆さんから出店をしていただきましたが、物すごい成果があったということもきのう報告も受けております。そういう意味の対外的に商工の皆さんからも元気を出してもらうための積極的なまたご支援をしていかなければならないというふうに今思っておりますわけでございますし、また福祉関係におきましてもやはりなかなか今厳しい状況に置かれております。そういう意味で私は、この新しい平成24年の新年号でも書かれておりますように、そういう人たちにしっかりと寄り添って、いたわりながら、またひとつ頑張ってもらおうというようなことに対

するきめ細やかなやっぱり行政も進めてまいらなければならないというように思っています。また、教育関係におきましてもやはり積極的に、いじめ問題は当然でございますが、いろいろの分野にわたってきめ細やかな気配りと効果の上がる一つの仕事も進めてまいらなければならないというように思っているわけでございます。

個々に申し上げますと、いろいろとあるわけでございますが、また新年度から良寛記念館も町が直営でやってまいります。もう既にこの12月補正で相当の予算計上もし、皆様方のご理解いただきたいと思っておりますが、これらもひとつ町の目玉として、積極的に町内はもちろん、対外的にも良寛さんの敬慕あるいはいろいろな意味合いのご理解いただくように進めてまいりたいというように思っておるわけでございます。

いずれにいたしましても皆様方のいろいろなご要望ございますので、その辺につきましても今予算、第1段階で担当課長以下、また副町長、総務課長それぞれ努力をしておりますので、皆様方から特にまたいろいろご要望等もございましたらお聞かせを願いながら、できるだけまたひとつ対応してまいりたいと。

また、今回も三輪議員さんには大変お力添えいただいているのですが、上地区の中山間地域総合整備事業、これらをどうしても取り入れたいということでご努力いただいておりますが、だから今回、予算の当初では出していないのですが、追加でもう何が何でも町がもう予算措置しなければならないということでその事業を積極的に進めるために、ここで申し上げていいかなと思うので、50万も計上しまして、提案いたしますので、ご理解いただきたい。

そういうふうに必要な事業には先手先手と打って、地域の皆さんと、やはり上部団体ともこれをもう強くしていかなければならんというようなことで、そういう点についても積極的に必要欠くべからざる事業については対応してまいりたい。個々に余り細かく申し上げると時間もかかりますので、基本的なところを申し上げながら、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（中野勝正） 7番、三輪議員。

○7番（三輪 正） 今町長さんのほうからいろいろと計画をお話いただきまして、それで今町が、私らも町民の立場として、町は町長さん以下、職員の方が目いっぱいやられているというのはわかります、本当に。

それと、やはり地域の住民の力といいますか、そういったものをもう少し引き出す方法、例えばきょう婦人会さんおられますけども、来年の6月に県の婦人連盟の総会が出雲崎であるというふうなこととか、あと、先ほど上野公園の話が出ましたけども、今漬物をつくる漬物工房ですか、そういったものを皆さん立ち上げて、今回も販売されて、完売したというような話聞いておりますけども、そういった地元のそういう自主的かというと、やるようなことをすべて役場がやると、どうしても町に頼ってしまうと。やっぱりそういうふうな地区とか、そういうグループとか、やる気のある方を大いに育てて、やはりそれを応援するというふうな形で、それで先回の9月の一般質問でし



たか、ある方の中で若者塾を立ち上げるような、そんな話もありましたけども、以前たしか、20年ほど前ですが、まちおこし委員会というのがありまして、私もそのメンバーになったのですが、そういうのを町民の力をいかにやっぱり引き出すかということがより、それと町が頑張るとというのが相乗効果で非常に出てくると思いますんで、その辺の考えなり、ちょっとお聞かせ願いたいと思いますが。

○議長（中野勝正） 町長。

○町長（小林則幸） 今三輪議員さんのおっしゃったように、私も申し上げておるんですが、これはまたひとつ皆さんのお力をかりて、ぜひひとつやりたいと思うのです。それには、やっぱり行政ではなくて、またそういう地域を代弁する代表する皆さんのお力が大変大きいんじゃないかなと思っていますんで、ぜひこういう、名称はともあれ、きょう婦人会の皆さんに傍聴いただいています、そういう皆さんも入っていただいて、積極的にいろいろな意味の、また我々も、それは前向きに皆さんも住民のためにと、私が申し上げているようにやっておるんですが、やっぱり外から見た、またそれぞれのこれからの世代を背負って立つ皆さんの考えというのは違ってきますから、そういうものを積極的にやっぱり取り入れる必要あると私は思うのです。おっしゃるように、何とかこれは、名称はともあれ、そういう組織を立ち上げるべく、私もひとつまた努力してまいりたいと思いますんで、また皆様方のお力添えもいただきたいと思っています。

○議長（中野勝正） 7番、三輪議員。

○7番（三輪 正） ぜひお願いいたします。

それで、次の質問に入ります。今後の除雪対策ということで、たまたま私これ一般質問原稿書いているときは、こんな雪が降るとは思わなかったんですが、12月としては珍しい大雪になったわけですが、11月12日の全員協議会ですとか、それから先日の柏新時報の12月7日号に、出雲崎の除雪ということで書いてありまして、非常にきめ細かく、またブルも1台追加と、それでそのほかに狭い道路、大型の除雪車の入らないところについては小型の除雪車を総務課のほうが1台、建設課のほうで2台、貸し出し用のものをやられると。これは、この前の大雪の反省にのっとなって、皆さんのほうでこういうふうに対応していただいたのは非常に私らはありがたいなと思っております。

それと、私ら思うに、実は道路の脇に、毎年建設課のほうで文書出しまして、木とか竹とか、大いにこういったのを事前にというんですが、実際ことしの冬も、今回ほんの一部しか通っていませんけど、やっぱり何か所か竹がぶわっと出ているとか、前に除雪の方に聞いたんですけど、それが非常に邪魔になると、のこぎり持って乗っているんだというふうな話聞きましたし、またそれがその倒れたのをよけるために回ったら、今度向こうから車来て、実際私も前にお話ししたら、あわや正面衝突という経験もしておりますので、そういったのを毎年呼びかけされていますが、山とか、土地の所有者の方、意外と知らない方もあるんじゃないかと。すぐ近くで、しょっちゅう山とか関心のある方はわかりますけど、そうでない方は自分の山が今どういうふうな状態になっている

かわからないと。

それと、やはり大変でしょうけど、こういったときちょっと回られまして、ああ、これは危ないなど。今回一旦ちょっと緩みましたから、こうなりますけれどもまた降ると、またこうなりますので、そういったのを例えば写真撮ったりとか、そして土地の所有者に、おめさんちのはこうなんだいねと、こういうふうにしてもわらんけば困ると。中には、どうしても年寄りばかりで、とても竹も木も切られないというときはまた相談に乗って、どういうふうにされるのか。そういったのをしないと、毎年呼びかけされていますけど、毎年かなりなっていますので、今のところ大きな事故がありませんけども、事前に、これ交通安全にも関係するかと思うんで、その辺、ただ呼びかけるだけじゃなくて、もう一步踏み込んでやるという。

それで、場合によっては、これは土地の所有者が処分するのはこれ当然ですけども、もしできない場合についてはどういうふうにするのか。その辺ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中野勝正） 建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） まず、おっしゃるとおり、こういう雪が降ると道路脇の樹木が支障になっておりますが、やはり基本的に個人の財産になりますので、たとえ支障なものであっても勝手に切れないという原則がございまして、私どもも現場で困っております。

今おっしゃられたとおり、事前にそういった方々のご了解をとっておけるかおけないかという部分もございしますが、調べることも大変ですし、どういう場合にどういうふうに伐採の了解がいただけるかと、あるいは大切な木、大切にない木、そういった部分でもまたご本人の判断が変わってくるものですから、事前の対応ということになると、なかなかその場その場でのことというのが現実でもありますし、ここを離れている方、ここに生活をしている方は承知しているのですが、離れている方にしてみると、何てことはないという。こちらでこういうことで困っているんですけども、ああ、いいようにしてくんなせいと。その程度なものですから、実際に対応に苦慮しているわけなんですけれども、事前にその連絡をとったりなんだりというようなことがなかなか、やっぱり調べることから、それから相続がしてないところもいっぱいありますんで、誰が判断するというようなところも多々ございます。できる限り事前にここはおかしいんだというところは、そういうことをしていればいいなとは思っておりますが、なかなかそこまで対応が回っていないと。答弁というか、ご回答にならないかもしれませんが、そういう部分で苦慮しております。

時々帰ってこられる方もたくさんいられますんで、やはり集落、ご近所の方々がそういうところについて、おめさんちのは邪魔のときは切るよというようなことをまた集落の皆さんなどでお声がけを事前にしておいていただければ、それも本当にありがたいなというようなところで現状でございます。

○議長（中野勝正） 7番、三輪議員。

○7番（三輪 正） 今課長のほうから答弁、実際そうだと思います。

それで、私も集落の中に春、天気のいいとき、草刈り機というか、もう全部あそこの場合、シノダケだったんですね。あれがばたばたと倒れたんで切ってやろうかなと思ったけど、いや、あそこのうちは切ると面倒だいやというんでやめましたけれども。

それで、前にも消防の水利のことで、池の所有者に事前に消防の水利を使う場合、協定というか、いざというときは使わせてくださいというふうなのをお願いしたわけですけども、こういった場合もやはり台帳かなんかつくりまして、当然建設課の担当の方もかわりますので、台帳かなんかつくて、ここはこの方が所有者で、大事な木となると別ですけども、例えば竹とか、竹を切って嫌だという人はそういないんじゃないかなと思うんで、皆さんみんな困っていますので。この場合は、竹の場合だけはどうしてもだめなときはもう切っていいんだいやというふうなことで先方と約束してあるんだいやとか、何とかそういったものやってもらって、中には皆さん喜ばれるという、反面自分でやらないで、全部町がやってくれるかとなると、また問題ですけども、皆さん今みんな困っているのは事実だと思います。その辺でちょっと考えていただく、もう一歩進んで。

○議長（中野勝正） 町長。

○町長（小林則幸） 今玉沖課長がお答えをしたわけですが、三輪議員さんからもおおむねご理解いただいています、やはり行政のやる段階は限界もございますから、例えば私は毎日歩きながら、タケノコの時期になりますと、によこによことタケノコがいっぱい出るんです。私は課長に、これは放置すれば、必ず雪のときにもう全部覆いかぶさって大変なことになるから、持ち主に了解得て、もし切られるものは切ってくれと。直ちに対応して全部切りました。

やっぱり私は、これから行政としてのお願いは、私たちは除雪車あるいは小型除雪車、もうフルに活動しまして、皆さんが大雪になったときに1時間も、10分も20分早く、交通に支障のないように出勤ができるように対応したいと。そのためにも私はやっぱり集落においてそういうその道路なり、峠にかかる道路というのは限られていますから、そのときの集落の代表なり、いろいろ皆さんがお気づきになったら、声をかけていただいて、どうしてもこれは支障になりますよと、切ってください、さもなくば集落で対応しましょうというような、私はこれをぜひひとつお願いしていきたいなと思っています。

全部行政側におんぶにだっこじゃ、これは逆に住民の皆さんにご迷惑かかりますから、その辺ひとつ皆さんからもご理解をいただきながら、私たちも積極的にやっぱり集落の皆さんにお声がけをしながら、この木はひとつ切ってもらいたいと。わかるんですよね、大体、歩いていると。そういう点につきまして、また行政としても特段の努力してまいります、集落の皆さんからも責任を持って対応していただくことが、逆に自分たちの生活の利便性を高めるということになるわけでございますので、その辺もしっかりとまたいろいろな機会の中でお願いをしてまいりたいと思います。皆さんのほうからもお声がけをいただきたいというように思っています。

○議長（中野勝正） 7番、三輪議員。

○7番（三輪 正） では、よろしく願いいたします。

それと、これいろいろ町のほうでもこういうふうな助成というか、制度があるか、私もちょっとまだわからないところがあるんですが、ことしの1月から2月にかけての大雪で、最近デイサービスですか、そういった利用される方がかなり多いんで、私のすぐ近所にもそういう方がおられて、たまたまそこがちょうど坂道なんです。ふだんでもなかなか大変な、当然ふだんは車が上へ上がって、ワゴン車が上まで、デイサービスの車が上がるんですが、雪が降るとなかなか大変なんで、当然車は町道にとめてそこまで、その方を車まであれするんですが、とても本人だけじゃ歩けるような状況じゃないんで、車いすの方です。

それで、どうするかと。私にも実は相談があったんで、いや、それはなかなか、30メートルか40メートルあるんです、距離が。そこの奥さんにやれとあったって、これはとても無理だろうし、じゃ私は今のところ、今議長さんもおられますけども、ねっとわーくさぷらいさんをお願いしてやったらどうですかということで、おかげでもうしょっちゅう来てもらって、除雪車をやってもらったんだけど、ねっとわーくさぷらいさんは低料金でやってもらっていますが、その都度ですから、これ経費も大変だし、こういうふうなとき何か、高齢者とか要援護者、そういう方の、それこそ機械も使えない、もちろん使えるような状態じゃないんで、そういうふうなところは何かいい方法ないのか、また今もしそういうふうなのが、こういうふうな方法があるんですよと、町のほうはまたそんなのを、これは自助というのが当然ですけど、自助にしてはちょっと難しい家庭というか、昨年の冬場はそういう状態だったんです。その辺は、何かいい方法というか、現実にこういうふうな方法がありますという、もしあったら聞かせていただきたいなと思います。

○議長（中野勝正） 町長。

○町長（小林則幸） できるだけきめ細やかな対応をさせていただくべく、今回も小型除雪車を用意しながら、そういうその困った、特にそういうその除雪車が入らないところの対応を柔軟にひとつお手伝いしたいということで進めておるわけですが、さりとて今おっしゃるように、すべての面に100%対応できないんです。だから、やっぱりそういう意味合いのお困りの、例えば車いすで生活されている方々がそういう状況に置かれたときにどう対応するか、その辺やっぱりどうでしょうか、集落別にそういうお困りの皆さんのそういう状況をどういう状況にあるかということはこちらのほうでまたいろいろしっかりと把握をしてそれに対応、これは特別なまた対応になりますが、そういう面の対応がどうできるか、ひとつ行政ができなければねっとわーくさぷらいに連絡して、すぐやってくれというような方法もございますし、そういうところの、いわゆる限られた、特定のそういうお困りの方々の状況をしっかりと把握をしながら、そういう事態になったときにどう対応できるかは、これからの課題として前向きにやっぱり検討していくべきだと思いますので、特定の今お話をされていますが、そういうところはどういうところであるかということを担当課のほうにまたお知らせいただいて、また行政はそのときどう対応するか、しっかりとまた仕組み

なり、対応の仕方を考えてまいりたいと思いますので、またお聞かせをいただきたいと思っています。

○議長（中野勝正） 7番、三輪議員。まとめてください。

○7番（三輪 正） いろいろお話ししまして、ぜひ実現できることは実現していただきたいと思えますし、私も担当課ともいろいろまたその辺の話をしたと思いますので、時間にもなりましたので、これで終わりますが、よろしく願いいたします。

○議長（中野勝正） この際、しばらく休憩いたします。

（午前10時25分）

---

○議長（中野勝正） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時35分）

---

◇ 仙海直樹 議員

○議長（中野勝正） 日程第1、一般質問を続けます。

2番、仙海議員。

○2番（仙海直樹） それでは、私から5歳児健診の導入についてお伺いいたします。

当町の乳幼児に関する健診や、また子供たちに対する医療費助成については、日ごろからきめ細やかで、かつ担当課におかれましては丁寧な対応には感謝申し上げ、また一町民として御礼を申し上げます。

さて、当町における乳幼児健康診査、いわゆる乳幼児健診と呼ばれているものでございますが、これは母子保健法の定めにより市町村が行うものとしてゼロ歳児、1歳6か月、3歳児健診がございます。そのほか必要に応じ市町村が独自で行うことができるとされており、当町の場合1歳児健診につきましては、医療機関に委託をして行っているところでございます。

乳幼児健診後は、学校保健安全法の定めにより小学校入学前に行われる就学時健診がございます。今ほど申し上げましたように、3歳児健診の終了から就学時健診までの間、就学時健診は6歳で行われておりますので、この間に開きがあることから、5歳児健診を導入するべきではないかという質問でございます。

さらに、この5歳児健診とは、軽度の発達障害を発見するために適正な時期と言われております。3歳児健診では、身体の成長、障害についての診断に効果があると言われておりますが、社会性あるいは学習機能障害などの発見は、3歳児健診の成長段階では難しいと言われております。しかし、5歳児になると、ほとんどは保育園で集団生活を行っているために、ある程度社会性あるいは社交性が身につくことから、これらの軽度の発達障害は発見しやすくなると言われておるわけでございます。

また、現状の就学時健診では、入学の前年度の11月30日までに行うこととされており、発見されても親がそういった事実を受け入れるまでに時間がかかり、その間に子供の入学を迎え、状態を悪化させてしまうことにもなりかねないわけでございます。就学前に十分な時間を持って、気になる点についてお互いに話し合っ、早期に治療、療育することによってその後の小学校生活へスムーズにつなげるのが5歳児健診のねらいと言われておるわけでございますので、そのことを踏まえまして、次の3点について伺いたいと思います。

1つ目ですが、発達障害の早期発見、療育のために5歳児健診の導入が必要と考えますが、町長のお考えをお願いいたします。

○議長（中野勝正） 町長。

○町長（小林則幸） 仙海議員さんのご質問にお答えしますが、5歳児健診の導入について町はどう考えるかということでございますが、5歳児健診は発達障害の早期発見のために、今議員さんのおっしゃるように提唱されておまして、鳥取県、栃木県などではもう既に行われ始めております。新潟県でも検討委員会において、発達障害者に対する一貫した支援体制整備の中で今検討中と言われておりますが、その後5歳児健診を実施するためには、発達障害を適切に診断できる専門医師、臨床心理士などの専門職を確保することが必要であり、また診断だけでなく、診断後も子供や保護者を地域で支援するネットワークが必要であるということなど、発達障害を適切に診断し、フォローにつなげていく方法を確立していかなければなりません。

このような現状では、多くの課題があることから、5歳児健診の実施につきましては今後、今県も検討を進めているわけでございますので、その経過や自治体の動向等を注視しながら、適切に対応していきたいというふうに思っております。

○議長（中野勝正） 2番、仙海議員。

○2番（仙海直樹） ありがとうございます。

2番目ですが、5歳児健診とは今ほど私申し上げたものでございますが、当町において5歳児健診に、今行われていないわけですので、それにかわるものとしてどのような取り組みを行っているか伺います。

○議長（中野勝正） 町長。

○町長（小林則幸） 当町におきましては乳幼時期の、先ほど申し上げました3歳児健診等におきまして身体発達とか歩行関係、言語等の発達状態、精神の発達の状況などを審査いたしまして、その診断結果に基づきまして適切な事後指導を行っておると。

また、3歳児健診後のフォローとしまして、臨床心理士による保育園の巡回指導を実施しながら早期発見、早期療育、保護者への気づきの支援、保育室等、現場スタッフの支援を行っておるといのが現状であります。

○議長（中野勝正） 2番、仙海議員。

○2番（仙海直樹） ありがとうございます。

そうしますと、そういったところで発達障害というものが早期に発見された場合、3番目になりますが、その可能性や、あるいは傾向性がある場合、町としてはどのような支援を行っているのか伺います。

○議長（中野勝正） 町長。

○町長（小林則幸） 町といたしましては、発達障害の支援につきましては保健師、保育士、学校教諭等に加えまして、専門の医師とか、臨床心理士等の専門職を交えて連携をしながら保護者の支援なり本人支援に当たっておるとというのが現状でございます。早い段階から保護者への情報発信、気づきの支援を行うとともに、定期的な保育園を訪問しながら、保護者とともに成長の見守りをし、また保育園、学校、保護者と共同で個別支援計画を作成し、一人一人に適した支援を行っておると。

また、広域的な支援といたしましては、柏崎市の早期療育事業の利用もできる体制をとっておるということでございますし、また就学に向けての支援では、保健師、家庭児童相談員によります相談窓口体制の充実と、保育園から就学指導委員会への情報の円滑な引き継ぎを行い、継続した支援体制の整備を進めております。きめ細やかで丁寧な支援を行っていくには、支援者の人材育成、人材確保が非常に重要となっております。このため本年度は、経験豊かな家庭児童相談員の配置や保育士、学校教諭等の支援を対象とした研修を町独自でひとつまた実施いたしました。これからも福祉部門、教育部門の連携を密にしながら、途切れることのない一貫した支援体制の整備を進めていきたいというふうに思っていますので、ひとつまたご理解いただきたいと思っています。

○議長（中野勝正） 2番、仙海議員。

○2番（仙海直樹） ありがとうございます。

今ほど町の行っていること、取り組み、あるいは支援、あるいは町長の5歳児健診に対する考え方を伺ったわけですが、例えば発達障害、LD、ADHD、あるいは広汎性の発達障害では、集団生活を経験する幼少期以降になって始めて症状があらわれてきます。そのため3歳児健診では、これらが発見することはやはり困難なわけです。そういった意味で5歳児健診はやはり有効であると言われております。そして就学時健診、ここで発見されても、やはり親や、あるいは家族がその事実を受け入れるまでにどうしても時間がかかってしまって、適切な対応ができないまま入学を迎えてしまうということが起きているわけでございます。

3歳児健診において、いわゆる軽度の発達障害と言われているLDあるいはADHD、そういったものについては、見きわめるときにはどうしても疑いを持って見てしまう、早期発見するためにはどうしても疑いの目で先に見てしまう部分が多いわけでございますので、3歳児健診ではなくて、5歳児健診のところが適切期と言われておるわけでございます。

そして、今ほど、繰り返しになりますが、入学を迎えてからですと、どうしても入学までには時間が短い、学校上がるときには10月の住民票をもとに就学時健診を行うわけですので、10月から11月

30日までの間に行われることになっていると思います。そうしますと、およそ半年の間にもう入学を迎えてしまう。そういったことについて、家族や親が受け入れるまでに時間がかかってしまうことについては、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（中野勝正） 町長。

○町長（小林則幸） 今まで答弁をいたしましたように、本当に3歳児健診の段階ではいろいろな障害が、発達障害ということが顕著にあらわれるのは5歳児になってからということですが、その点につきまして今申し上げておりますように、3歳児健診の中で若干そういう傾向が見られるとするならば、その後の動向、そのお子さんの動向については、今申し上げますような専門職と、あるいはまたうちの保健師、あるいはそのまた保育園内の担当の保育士さんと連携をとりながらやっていかなければならないと思っているんですが、これは一番問題点は、やはり親がそれを率直に受け入れないというところに非常に大きな問題点があるやに聞いております。確かにそうでしょうね。全く能力がどうじゃなくて、多動性とか、いろいろな一つの障害出る。能力があっても、普通の子供さんよりも活発に動いたり、いろいろする。そのことを専門的立場で見ると、若干そういう障害が起きておると。そのことに対して注意を喚起し、それなりの対応してほしいといっても、親が我が子にあってはそんなことはないんだということで、なかなか受け入れていただけないところに大きなまた問題もある。その親が率直に受けていただいて、一体となってそういうものに対応しますと、案外そういうものはあれしていけるらしいんです。

だから、私はやっぱり組織的にそういうことも必要ですが、親御さんからもかわいい子供さんのためにも、そういう障害が若干でも見えたならば、直ちにそれを認めて、積極的に対応して、できるだけ早目にそれを、早期治療と早期完治に向けていただくことが大事じゃないかと思っているんですが、なかなかその辺の問題、難しさがあるようです。そういう点も含めてこれから対応していかなければならんと思うんですが、5歳児健診をしなければ絶対的にだめだというんじゃなくて、これは今後の動向を見きわめながら、町も県の対応、あるいはまた近隣自治体の対応を見ながら対応してまいりたいと思いますが、まずそういう面についても親御さんからのまたご理解をいただくということが大事じゃないかということについても努力していかなければならんというふうに思っています。

○議長（中野勝正） 2番、仙海議員。

○2番（仙海直樹） ありがとうございます。

今ほど町長おっしゃるとおり、親御さんが受け入れることがなかなかできないというのは、私おっしゃるとおりだと思うんです。普通に生活して、もちろん3歳で健診でも何もなくて、うちでも普通に生活していると。そして入学時、3歳、4歳、5歳と過ぎて、入学前の秋に就学時健診が行われるときに初めて、お子さんちょっとどうですかねみたいな話をやはり言われましても、これはやはり親の立場としてみれば、いや、私のところは何もおかしくないですよというのがこれ素直な考



え方だと思います。ですから、なおさら先生に診ていただいて、きちっと説明をしていただくのが一番いいんじゃないかなと私は思います。

町の保健師の方も一生懸命やってもらっておりますし、いいんですが、やはり私たちでもお医者さんにかかって先生から言われるのと、家族やほかの人から言われるのでは、同じ気をつけるにしても気をつけるその気持ちに、それを比較していいのかわかりませんが、例えばの話がやはり専門医の方に診てもらって、きちっとした方向性でその子供子供に対する生きやすさといいますか、その障害に合った、個性に合った生き方を進めるのが私はベストなんではないかなというふうに思っております。

先ほど町長もおっしゃいましたが、先生が確かにいないことはやはり事実なんです。恐らくこのあたりでも先生に診てもらおうとなっても3カ月、4カ月待ちぐらいになるかもしれないと思います。都会のほうに行けばもっと何年とか、1年、2年の単位で、それだけ先生がいないという事実も物には載っておりますが、そういったことも踏まえて考えていけば、なかなかすぐというわけにはいかないのも事実かもしれませんが、ですからこそなおさら、町としてなるべく早目に先生にアプローチをして1年に1回、この5歳におけるときには来ていただいて、私先ほどLDと申しましたが、LDは学習障害になりますし、ADHD、これは注意欠陥や多動の障害に当たるわけでございますが、そういったのは集団生活をするその時期になって、3歳児の子供においてはやはりみんなが多動です、やっぱり。じっとしていれと言っても動きます、3歳児は。それが5歳児ぐらいになると見えてくるというのがありますので、それは入学前の6歳になってからではやっぱりだんだん遅くなってしまうよというのがこの5歳児健診のねらいのわけでございます。

このたび就学時健診でリーフレット配られました。教育委員会の先生、ご存じだと思いますが、私これをいただきまして、大変すばらしい内容になっておりますし、教育委員会と、恐らく保健福祉課のほうで合同でおつくりになっているんだろうと思います。これは、いつごろからおつくりになって配られているのか、お願いします。

○議長（中野勝正） 教育長。

○教育長（佐藤 亨） そのリーフレットのものについては、必ず就学指導委員会で決定した内容、その後のまた保護者に対する説明というふうなことで、前からそれはできているあれであります。

その前に、発達障害の可能性や、そういう傾向性があるというふうなお子さんに対するこういうふうなものを、その方々も含めて、全員が子供たちに対する、いわゆるかけがえのない人生というふうなものを構築してやるという、そういうふうな支援というようなものがとても大事である。それが大義であり、大前提であると考えております。

そういう中で町長が語る説明したとおりであります。そういうふうなパンフレットを通してまた理解を得ていただきたいと、そのように考えています。

○議長（中野勝正） 2番、仙海議員。

○2番（仙海直樹） ありがとうございます。

私これを拝見しまして、大変内容もすばらしく、きめ細やかになっておりますので、これで5歳児健診を補うことができないものかなというふうにも自分で質問をいたしながら、考えて拝見しておりました。ところがどうしてもこれ法で決まっている部分がありまして、この10月に健診を行うわけでございますので、これを前倒しにはできないわけですよ。なので、これで5歳児健診を補うことはほぼ無理だろうなというふうにも考えておりますので、やはり5歳児健診の導入が望ましいというふうには私は思っております、発達障害についてももう少しお話しさせていただきますと、この障害についてはやはり目に見えにくい障害であるがために、子供本人の怠けというんですか、怠慢みたいなものにとられがちだったり、あるいは親に対する育児の失敗といいますか、誤りだったりというふうにも誤解されたり、いじめなどの対象にもなるというふうにも聞いております。

そういった中で障害に対するこういった誤解あるいは偏見などが、障害そのものよりも本人を傷つけてしまうことがあるというふうにも、そういったことも言われておるわけでございますし、そういったところについて社会の理解を求めていくというものが大事だというふうにも聞いておりますので、その辺についての考え方をお願いしたいと思います。

○議長（中野勝正） 教育長。

○教育長（佐藤 亨） 就学指導委員会でそれぞれのお子さんの検討をさせていただくわけですが、ことしは2回やっております。ことしから2回で、今まで1回で、先ほど仙海議員がおっしゃったように11月30日まで就学審議会ですべてを判定するというふうなことでやっていますが、よりきめ細やかに重厚的に扱うということでことしは6月に1回やっております。そして、11月にやって、ことしから2回やっているわけですが、確かに子供さんの一つ一つを私どもはやはり客観性にかんがって見ることができると、そこが非常に大きなポイントだと思います。

そのために、先ほど町長が申しましたように、一つは専門性の方から十分に、医師というような形で、また保健師もそうですが、そういう立場の人の専門的な物の見方でもって一つはそのお子さんを見ていただくということが一つ。

それから、もう一つは、そのために、検討するためにはやはり資料が必要であろうかと思います。そういうようなことでその適用の検査がありますが、それを通して、それも重ねて、やはり疑わしいというようなことがあれば、それに重ねてまた検査をするという、そういうふうなものでまた客観性を求めようという。

それから、もう一つは、仙海議員言われたように、一人一人の子供をそういうような、その子供さんがどのようなことであるかというふうな状況、それをしっかりと分析しながら見てあげることが非常に大事だろうと。そういうふうなことから客観的にというふうなことで、また保護者の方々からいろいろとご理解をいただければと、そのように考えております。

○議長（中野勝正） 2番、仙海議員。

○2番（仙海直樹） ありがとうございます。

先生は、私が中学校のときから中学校で先生をやられておったわけです。そういった教育については、もう大変私も尊敬しているところがございます。ぜひまた未来の子供たちのためにもよろしくお願ひしたいと思いますが、最後になりましたが、私この5歳児健診の導入によってこういった発達障害に対する気づきを早期に発見して、支援していくことによって子供たちの、このリーフレットにも書いてございますが、自己肯定感、こういったものを持って、子供たちが個性あるいは能力を十分に発揮して、学校生活が楽しく送られるように整備を整えていっていきたいというふうに思っておりますので、最後に町長、一言お願ひいたしまして、私の質問とさせていただきます。

○議長（中野勝正） 町長。

○町長（小林則幸） 今仙海議員さんのご質問、また私のほうでもお答えをしながら、また教育長からも答えているわけでございますが、去る12月6日の朝日新聞の記事がございますが、LD、ADHD、これ今全国小中学校、学級に大体2人はおるということで、これ大問題になっているんです。だから、今国としてもこれにどう対処をすべきか、早急に対策を必要としていると。学級規模の問題とか教師の問題とか、また仙海さんおっしゃるような、そういう幼少時代から早期発見とか、そういう問題に前向きに取り組まなければならないということが改めて認識されておるわけでございますので、申し上げておりますように、町は町なりきの対応しながら、また国あるいは県との対応、それぞれの対応を含めて、より積極的に、全国にこれだけおられるということになると、これは大変な問題だと思っております。学校へ入って、普通学級、そういう方がおられるらしいんです。だから、これはやっぱり大きな問題だと思っておりますので、ご趣旨十分理解しながら、町なりきにまたひとつ全力を挙げて、5歳児健診はともあれ、その前の段階とあわせての経過を見ながら、町なりきに対応してまいりたいと思っておりますので、またよろしくお願ひします。

○議長（中野勝正） 2番、仙海議員。

○2番（仙海直樹） 町長、今おっしゃったように昔は、私も子供のころも含めてなんですが、いわゆるそういったような発達障害に対する法律もなかったですし、そういった部分でなかなか先生にしてみれば、扱いにくい子供だったりとか、ちょっと変わっているなみたいな部分でグレーでそのまま育っていったのが現在に至ったそうです。ところが今は、そういった発達障害に対するそういった法も整備され始めてきたことによって、町長おっしゃったようにクラスに2人ぐらいはいるというふうにだんだん分けられてきたというのが現実、今の現在だそうですので、またそういったところもひとつまた担当課長、よくご存じですので、またお話をしながら整備していただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思っております。ありがとうございました。

---

◇ 宮 下 孝 幸 議 員

○議長（中野勝正） 次に、6番、宮下議員。

○6番（宮下孝幸） 図らずも本日最後の質問者となりましたが、年の瀬であります。一番最後に出てくるのは大物と決まっておりますが、どうやら小物が出てきたようでございまして、その失礼をおわびをいたしながら質問のほうに入らせていただきます。

津波避難訓練の今後について。本年11月11日に2度目の津波避難訓練が行われ、さまざまにして多種多様な多くの課題や問題点が見えてまいりました。ちなみに、昨年度の避難訓練参加者は488名、そして本年度は474名ということでありますから、不参加となりました人数は昨年度対比で14名の減でありました。参加人数を含め、まだまだ多くの難題を抱えます津波避難訓練ではありますが、私は特に大きなくりとしてお示しをいたします次の3点につき、早急なる対策の思案、検討が必要との認識に立ち、ご質問をしてみたいです。

まずもって1点目であります、昨年と比べ参加者が14名減ったということ、これは海岸地区の人口が減っておりますから、むしろ人口に対する参加比率は0.1%上がったということであり、参加者が減ったからといたしまして、必ずしも訓練が後退したということにはならないわけであります。

しかし、問題は海岸地区の全人口が平成24年の10月31日現在で1,361人であるのに対して、本年度参加者は474名であること。これは、海岸地区人口のおよそ65%の人々が参加をしなかったということでもあります。

そして、もっと深刻な問題は、今年度意識を持って参加された方々の474名の人にあっても、津波第1波が到達すると予測されるときまで避難が完了している人がわずかに267名であったということ。つまり訓練に参加しながらにしても、ともすれば逃げおくれで犠牲となった可能性のある方々が207名おられたということになります。

私は、今後実態に即した訓練とするためには、より多くの参加者を募ることが必須と思われませんが、当局におかれましては今後このような現実とどのように向き合い、どのような思案をされていくのか、その点についてまずもってお伺いいたします。

○議長（中野勝正） 町長。

○町長（小林則幸） 宮下議員さんのご質問にお答えしたいと思います、確かに先般行いました避難訓練、参加者は500人弱、このような訓練をしてから、ことし2年目になるわけですが、昨年とほぼ同じ方々、同数の数の皆さんが避難をされた。この結果につきましては、もう私たちが大変心配をしております。東日本大震災のあの津波を昨年目の当たりにして、ここに来たならばどうなるのかと、誰もが思ったと思いますが、特にこれからこの記憶が年を重ねるごとに風化する可能性もある、最も危険だと思っておるわけですが、過去に津波の被害を受けた太平洋側の東北沿岸でさえ、大津波警報が発令されたにもかかわらず、避難がおくられて亡くなられた方もたくさんいらっしゃるわけですが、

町といたしましても必ず毎年訓練を続けること、また長い年月、職員も近年の大災害を経験した者が徐々に少なくなっておるという状況もございまして、職員の中におきましても次の世代を担

う職員、これも訓練を通じながら、まず緊張感を維持しながら進めていかなければならんということだと思っております。していかなければなりません。

また、まず訓練に参加する気がない人の対応ですが、これは津波に対する意識を深めてもらえないわけでございまして、津波の恐ろしさとか、訓練の必要の啓発に尽きると思いますが、昨年も津波セミナーのDVDを配布いたしました。ことし9月からの本町開催のもの、間もなく配布したいと思っておりますが、ぜひ町内で見てもらいまして、意識を高めてもらいたいと思っております。来年は、柏崎市での津波セミナーの開催に当たりますが、ぜひまた大勢の皆さんからも参加をいただきたいというように思っております。ひとつ行政側がどう対応するかということについては、もう常に町民にアピールしているわけですが、やはり自らの命は自らが守るんだということを基本に、本当に津波が来たらどうするのかということを実に町民各位から危機感を持ってそういう訓練等に対してはできる限り、そこにおられなければやむをえぬと思っております。うちにおられて、訓練に参加されないということであれば、これは意識喚起を図っていただかなければならないと常に思っております。

○議長（中野勝正） 6番、宮下議員。

○6番（宮下孝幸） おっしゃるとおりでございまして、町民意識を高めるためにはいかなる方策が必要なのか、大変頭の痛い問題でもあろうかと思っております。ぜひ今後も啓発等の活動を続けていただきながら、より多くの参加者を募るような努力を続けていただければというふうに考えております。

それでは、2点目に移ります。当町におき、避難道として位置づけられている避難経路は、その大半が急傾斜地の坂道であったり、あるいはまた相当数の段を上がる必要のある階段道であったりということでもあります。健常者であってもなかなか厳しい道のりでありますから、ましてや高齢者にとりましては難儀な道のりであるということは言うまでもなく、困難が容易に想像できるわけがあります。

そこで、私はいち早く高台への避難が必要な津波避難道でありますから、急傾斜道や階段道での避難はやむなしといたしましても、せめてそれらの箇所の手すりの設置や、あるいは夜間避難のための外灯の整備などが求められるものと考えますし、また地域を最もよく知る地域住民の知恵や要望、要求に沿っての避難経路の変更などの再検討が必要と思われませんが、その点についてのご答弁をお願いいたします。

○議長（中野勝正） 町長。

○町長（小林則幸） 今年度の避難道の整備につきましては、昨年の訓練で課題となった高台の避難場所までが比較的遠い地区、あるいは未整備の地区を重点的に実施いたしました。現在地元業者と現地の工法も検討している最中ではありますが、5カ所程度整備できるかと思っております。

また、津波のとき、どこにいても最寄りの避難場所がだれでもがわからなければならぬわけでありまして、ご指摘のように停電時などの場合を想定いたしまして、避難所までの案内がわかりや

すくなるよう太陽光を蓄えて一定時間、光る案内プレート等々も検討しておるところでございますが、さらに手すりの設置などを含めまして、既存または施設の避難路の整備、変更につきましても地元をよく知る地域の人たちからのご意見を参考に、来年度以降、順次早急に整備をしてみたいというふうに思っております。

また、外灯につきましては、すべてについては無理であろうかと思っておりますので、地震以外でも風水害、あるいはまた台風等による停電も考えられるわけでありますので、先月の北海道での停電もそうでありましたが、思わぬことから長時間停電になるということもございます。これは、それぞれの家庭において緊急時の持ち出し物品をきちっと用意してもらおうということが第一かと思いますが、当然家族分の、ほとんどの家庭では備えてあると思うんですが、懐中電灯等も必要かと思いません。また、携帯電話の手動の充電器などあれば、停電時也大いに役立つというふうに言っておるわけでございますが、この辺の必要性を海岸地区でなく、町全体の世帯にもひとつご理解いただくようにまた呼びかけてみたいと思っているわけでございます。

水害、大地震を経験した本町にとりましても、皆さんからわかっていることではないかと思いますが、また時間も経過いたしますと、前段申し上げましたようにだんだんとその生々しい記憶なり、いろいろな恐ろしさが風化していくということも考えられますので、常に緊張感を持って対応してまいらなければならんと。

先般東北のほうでまた大きなちょっと地震がありまして、津波警報も発令されましたが、あのときのNHKの、いわゆる津波が発生します。避難をしてくださいと。あの口調は厳しい、すごい口調でしたね。私も常に申し上げているように、これからは避難をしてくださいじゃだめですね。避難をなさいと。もう強い口調で呼びかける必要があると思うんです。そうじゃないと、なかなか意識改革につながらないかと思っておりますので、その辺は町民の命を守る、自らの命を守ってもらうためにもそういう面も生っちょろいような対応じゃだめだと私は思うんです。避難訓練にしてもやっぱり厳しく、ぜひ参加してもらって、経験をしてもらって、いざ、あつてはならないですが、本番にも備えながら、本番があったときにも一つ戸惑わないように対応してもらおうということをこれから、本当に積み重ねをしていかなければならんとというふうに思っています。

○議長（中野勝正） 6番、宮下議員。

○6番（宮下孝幸） おおむね私と同じようなお考えを持ち、当然でありましょう。ぜひ進めていただくことをお願いを申し上げまして、3番目、これは大変厄介な問題であります。昨年度避難訓練も、あるいはまた本年度の避難訓練も各事情から、仕事の都合などから不参加となられた方々もあるやもしれません。

しかし、問題は、たとえ自身が望んだとしても自力での避難が困難であり、参加したくとも参加できない事情を持つ、いわゆる要支援、要介護を必要とされる方々の避難であります。東北地方の言葉に、津波てんでんこという言葉がありますが、確かに自分の身は自分で守るが基本中の基本で

ありますし、自身が助からなければ人も助けられない。まさにそのとおりであり、一様にしてその言葉の意味するところは、容易に理解のできるわけであります。

しかし、人として、人情として、家族愛として、現実目の前にいる子が親を、親が子を見捨てて避難できるものでしょうか。私は、これらの現実をかんがみたと、これらの方々のために要支援者などの人々を疑似的に定め、車両を使った避難訓練の必要性を強く感ずるところであります。

東日本大震災を教訓に車での避難は渋滞から起こる被害拡大、それらを懸念する当局の考え方、ある意味では異論なく、正解であります。さりとて、自力での避難が困難な方々にあっては、助けを求めても求めても、叫んでも叫んでも、誰かが手をかし、何かに乗せて搬送避難する以外にとうとい命が助かる道はないわけであります。

私は、昨年も本年も参加しなかったと思われる海岸地区のおよそ65%の人々の中にあっても、自身の都合や思惑で参加しなかった人はまずもって別といたしましても、参加したくとも参加できない、自足歩行さえ困難をきわめるこのような方々の存在を、避難に際し最も憂慮すべき問題として取り上げなくてはならない。私はそのように考えております。

政治が持つべき最大の責務とは、このような社会的弱者に目を向け、努力しても努力してもなおかつ人の助けを必要とされ、声なき声を発するの方々に対して、いかにして公助、共助の力をかすか、まさに政治の果たすべき責任と役割は、この1点に尽きるものと考えるところであります。

訓練をただの訓練とせず、机上の空論とせず、より現実的なものに近づけるためには、私は要支援者数を地区別に把握し、車両台数と地区担当者を限定し、尼瀬から稲川へ、石井町から駅前へ、井鼻から沢田へ、そして久田から乙茂へと、この海岸から山合いに向かう4系統の路線を地区別に振り分け、車両搬送により疑似的避難とも言うべき避難訓練のシミュレーションを実施すべきと考えるところであります。当局におかれ、それらを早急に検討するお考えがあるや否や、その見解を伺います。

○議長（中野勝正） 町長。

○町長（小林則幸） 要援護者に避難についての車両の確保ということですが、私も総務課のほうから答弁書もいただいておりますが、私はやっぱり基本的には健常者においては、徒歩において避難をするという大原則、これを守ってもらわなければならない。

その中で今宮下議員さんがおっしゃるいわゆる生活弱者、いわゆるお困りの方々をどういう形で避難をさせるかということになってまいりますと、確かに車での避難態勢の確保ということも必要だと思っておりますが、果たしてそのときにその地域内において誰がそこにおいて、誰が車を出すかというようなことになってまいりますと、非常に難しい問題があります。現実的な問題ですよね。確かにシミュレーションとしてはいろいろあるんですが、現実的にはなかなか難しい。

だから、私は基本的には健常者においては徒歩において避難をすると、これ大原則にすると。あわせて、いわゆる生活弱者、要援護者、これについては、私は常に申し上げている。自主防災組織

というのもございます。

そこで、区長会議でも問題になっているんですが、今プライバシーの保護というようなことで非常に固有名詞を出すということについてのいろいろ批判私はこれはもうお互いに理解していただいて、そういう避難時において自力で避難ができない人は、しっかりとその家庭状況のある程度みんなが理解していただいて、その方々に対して誰が援助の手を差し伸べて、肩をかし、背負って、まず避難するかということの基本を組み立てていかないと、これをその方々を車に乗せて、車は渋滞する、逆にもう前にも後ろにも進まないような状況が必ず私は生まれると思うんです。

だから、私は今回の渋滞多発、教訓は生きておらないと。東北、津波警報、徒歩を大原則、これを車、そこで大渋滞が起きたと。またまた、もし大津波が来れば大勢の人が犠牲になったわけですね。だから、やっぱり私は基本的には何としても徒歩でまず避難をする。そこにおいて、いわゆる要支援者の状況をしっかりと把握をして、それをお互いがどういう形でお助けをするかという、手当てをするかということを中心に考え、なおかつ今宮下議員さんのおっしゃる車における避難もその一助と考えている。ただし、みんなが車で行ってくるんだと、これは大変、もう必ず逆の結果出ると思うのです。そういう意味では、もう少しその地域内地域内、地区内、町内町内の状況をしっかりと把握をしながら、きちっとした体制を固めておいたほうがいいかなと、いかなければならんと私は思っていますから。誰が行って車で避難させようというんじゃなくて、まずそういう基本的なところをしっかりと組み立てをして、そこで間に合わない、そこで車なりを利用しなければならんときには、どういう状況があるんだかということしっかりと詳細に検討して対応していかないとならないかなと思っています。

○議長（中野勝正） 6番、宮下議員。

○6番（宮下孝幸） おっしゃるとおりでございまして、大変難題であります。

北海道大学の高橋准教授によりますと、日本海側に存在するユーラシアプレートの東側のアムールプレートと呼ばれるプレートと、北から延びる北米プレートの一部、オホーツクプレートと重なり合う接点がひずみ集中帯と呼ばれ、日本海側ではこのプレートが動く可能性が大であり、このプレートでの地震による津波は太平洋で起きる、いわゆる太平洋沖で起きる津波よりもプレート境界が沿岸に近いために、もっと早くに恐らく到達するのではないかというふうに言われておりますし、揺れは直下型にも近いであろうという想像もなされております。

現在、つい先般でしたか、長岡市寺泊地区においても砂浜5分という想定をもつての、津波到達、砂浜5分という時間を区切つての津波避難訓練が行われたところ、町長もご存じのとおりでありまして、町長今お話のとおり、私も同意見でありまして、言ってみてはいるんですが、事態は大変深刻で、課題は山積、思案に暮れる厳しい現実的な問題が存在をいたしておりますから、すべてを完璧にして、早急に解決するということは、これはなかなか難しい。もう重々承知をいたしております。



しかし、先ほど申し上げました車両避難訓練を円滑に行うためには、仮に一部に導入したとして、4系統の道路をどのようにうまく利用して、どれぐらいの車で運ぶ必要があるのかとか、あるいは冬場の除雪が必要なきには一体どうするのかとか、あるいは観光客や釣り人がいたときにはそれはどうなるのかとか、限定車両は何台なら間に合うのか、あるいはどのような車両でなければ運べないのか、もう本当に考えれば切りのないくらい難しい問題なんですね。

東北地方の教訓あります。地形地理も違う、条件も違うところでもありますから、訓練でありますから、まずもってシミュレーションができる範囲の中から、少しずつ始めていくことによってどんな問題点があって、どんな困難が起きるのかということもわかるための訓練でもあろうかと思えます。私は、一律にして車で避難することだけがいいと言っているのではないんです。これは、混乱が予想されることはもうあれを見てもわかるんです。わかるんですが、しかしやらないものは、あくまでも結果を見れないということでもありますので。背負う、あるいは手をつないで誘導する、あるいは一部においては車でしか避難できないものは車で運ぶ、いろんなパターンを想定されて、今後訓練の計画というものに生かしていただくとご提言を申し上げて、ご意見をいただいているわけでありまして。決して揚げ足とっているわけでもありませんので、ご理解いただければ幸いです。

町長、ひとつ私本当にいつも議会ではなるべく提案をしながら質問したいと心がけてきたわけですが、これはこれから先はドキュメントです。私が直接ある方にお聞きをしたことをお話をお伝えしたいと思います。

ある町内で、身体に障害があり、通常は寝たきり、移動はすべて親の手をかりて車いす移動というご家庭のお父様が私にお話をくださいました。ことしも避難訓練があるようだが、車を使うことを禁じた訓練であれば、我が家においてはあの娘を助ける訓練にはならない。親であれば、我が身を捨てて、子供だけはと願うのが世の常だ。一人で動けぬあの子を置いて行われる訓練など、参加をしても意味がない。我々夫婦は、万一のとき、既に覚悟を決めていると。死なばもろともとおっしゃいました。だから、俺たち家族はあしたの訓練には参加しないよとおっしゃったんです。私は、返す言葉がなかった。ただ一言返したのは、まだ2回目ですから、これから徐々によくなっていきますからという回答以外に回答がなかったんです。私も人の子の親でありますから、身につまされる思いがありました。町長も情けの深い方でもありますから、もう十分理解できると思うんです、この親の心情というのは。

しかし、これを酌み取るためには、今言ったようないろんな問題がたくさんあり過ぎて、簡単にすぐにできないことはわかっているんです。しかし、我々はここに思案をしないと、弱き者を助ける、力にならないと、政治は死ぬと思えます。

どうでしょうか、町長。私今ドキュメントでこのお方の言葉をお話ししましたが、要約いたしますと、この方が言わんとすることというのは、どうせ俺たちみたいな者は、訓練に参加できないよ

うな訓練なら、いざというときには死んでもいいんだと思っているんじゃないかと私に言われたんです。お答えできませんね。そうではありませんよと思ってはいても言えないんですよ。今なすすべがないからです。

町長、私が今お話ししたことについて、どのようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（中野勝正） 町長。

○町長（小林則幸） 逆説的に申し上げますと、私去る7日、79歳以上の世帯、百十二、三だか回ってまいりました。驚いたことは、79歳以上ですよ。ほとんどの方にお会いしました。元気ですよ。私は安心しましたね。本当に元気ですね。本当に驚きました。

その中で、いや、やっとな動くような人はまずなかったですね。私はそれを見まして、ああ、これはご高齢でもこういう方々は何とかきちっとした対応すれば必ず成果が上がると。ただし、寝たきりとか車いすとか、そういう方々までは私ちょっと把握をしておらないんですが、高齢者のひとり暮らしの皆さん、私お邪魔したのはひとり暮らしの皆さんです。元気です。そういう方々は、これは必ず近所が手助けをする、必ず徒歩で避難できますね。

だから、今宮下さんがおっしゃる、そういうどうしても車いすなり近所の手をかりなければならない、そういう人のリストアップをしっかりと、そういう人に対しては重点的に、どなたがどうするかということをお互いに心構えを、あるいは対応をシミュレーションしながら行動するという、そういう一つのスタイルをしっかりと構築していかなければならんと私思っております。そういう人まで、あんた方だめだよというんだけど、そういう人で、おひとり暮らしもたくさんおります。みんな元気ですよ。私は回ってみてたまげた、驚きました。

だから、対応できると私思いますので、改めてリストアップさせていただいて、そういうことのないように、絶対お互いの力で助けるということを原則に、また改めて対応してまいりたいと思います。

○議長（中野勝正） 6番、宮下議員。

○6番（宮下孝幸） 79歳以上の方にお訪ねになられた。恐らく訪ねたところは、みんな町長みたいな方ばかりだったんだと思いますが、お元気な方は自力で逃げていただく、基本中の基本でありますね。私もよくわかっております。

本当に私の思うところの答弁をいただいたこと、これはもうそのまま進んでいただくことを強く要望いたします。多種多様、難解難題ではありますが、私どもがまずもってお預かりをいたしております町民の生命確保に全力を挙げ、最優先しなければならない。それが我々に課せられた責任と使命と受けとめたときであればこそ、やはり一部における車両避難訓練をこれから検討していくためのデータづくりをぜひ進めていただきたい。強く要望をお願いし、これ以上答弁、結構であります。

以上、6番からの質問終わります。

○議長（中野勝正） これで一般質問終わります。

---

◎散会の宣告

○議長（中野勝正） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午前11時27分）

第 3 号

( 1 2 月 1 4 日 )

## 平成24年第4回(12月)出雲崎町議会定例会会議録

### 議事日程(第3号)

平成24年12月14日(金曜日)午前9時30分開議

- 第 1 議案第66号 出雲崎町暴力団排除条例の一部を改正する条例制定について
- 第 2 議案第67号 良寛記念館の設置及び管理に関する条例制定について
- 第 3 請願第 1号 「豊かで健康な森林づくり県民税」創設を求める意見書の提出を求める請願書
- 第 4 議案第68号 出雲崎町新生活支援金支給に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 5 議案第69号 出雲崎町下水道条例の一部を改正する条例制定について
- 第 6 議案第70号 平成24年度出雲崎町一般会計補正予算(第4号)について
- 第 7 議案第71号 平成24年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について
- 第 8 議案第72号 平成24年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について
- 第 9 議案第73号 平成24年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 第10 議案第74号 平成24年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算(第2号)について
- 第11 議案第76号 平成24年度出雲崎町一般会計補正予算(第5号)について
- 第12 発議第 2号 出雲崎町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 発議第 3号 出雲崎町議会会議規則の一部を改正する規則制定について
- 第14 発議第 4号 出雲崎町議会政務活動費の交付に関する条例制定について
- 第15 発議第 5号 「豊かで健康な森林づくり県民税」創設を求める意見書
- 第16 委員会の閉会中継続調査の件

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（9名）

2番	仙海直樹	3番	田中政孝
4番	諸橋和史	5番	中川正弘
6番	宮下孝幸	7番	三輪正
8番	田中元	9番	山崎信義
10番	中野勝正		

○欠席議員（1名）

1番 小林泰三

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	小林忠敏
教育長	佐藤亨
会計管理者	内藤百合子
総務課長	山田正志
保健福祉課長	河野照郎
産業観光課長	田口誠
建設課長	玉沖馨
教育課長	佐藤信男
町民課参事	小田嘉代子
町民課参事	坂下浩平

---

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	田中宥暢
書記	遠藤望

---

◎開議の宣告

○議長（中野勝正） これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

---

◎諸般の報告

○議長（中野勝正） 諸般の報告をいたします。

1番、小林泰三議員から本日の会議の欠席の届けがありましたので、報告いたします。

---

◎議事日程の報告

○議長（中野勝正） 本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。よろしくご協力願います。

---

◎議案第66号 出雲崎町暴力団排除条例の一部を改正する条例制定について

議案第67号 良寛記念館の設置及び管理に関する条例制定について

請願第1号 「豊かで健康な森林づくり県民税」創設を求める意見書の提出  
を求める請願書

○議長（中野勝正） 日程第1、議案第66号 出雲崎町暴力団排除条例の一部を改正する条例制定について、日程第2、議案第67号 良寛記念館の設置及び管理に関する条例制定について、日程第3、請願第1号 「豊かで健康な森林づくり県民税」の創設を求める意見書の提出を求める請願書について、以上議案2件、請願1件を一括議題とします。

ただいま議題としました議案2件、請願1件は、総務文教常任委員会に付託してありますので、その審査経過並びに結果について総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、4番、諸橋和史議員。

○総務文教常任委員長（諸橋和史） 総務文教常任委員長報告。

去る12月10日の本会議において、総務文教常任委員会に付託された議案2件、請願1件について審査が終了しましたので、その経過と結果を報告します。

審査は、12月12日午後1時30分から役場議員控室において、委員全員出席し、説明員として副町長、教育長、会計管理者、総務課長、教育課長、産業観光課長、町民課参事、また請願書の紹介議員として三輪正議員の出席を求めて委員会を開きました。

その結果につきましては、お手元に配付しました報告書のとおりですが、その経過について報告します。

最初に、議案第66号 出雲崎町暴力団排除条例の一部を改正する条例制定については、法律の条  
ずれ内容がわかるような説明をしてほしいとの意見がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第67号 良寛記念館の設置及び管理に関する条例制定については、今後指定管理者を探していくのか、館内のトイレの改修は行うのか、今後教育課が所管運営していくことになるが、産業観光課との連携も十分とってほしいなどの意見がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく、可決すべきものと決定しました。

以上で総務文教常任委員長報告とします。

○議長（中野勝正） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。

しばらく休憩します。

（午前 9時35分）

---

○議長（中野勝正） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 9時35分）

---

○議長（中野勝正） 4番、諸橋議員。

○総務文教常任委員長（諸橋和史） 申しわけありません。

○議長（中野勝正） しばらく休憩します。

（午前 9時36分）

---

○議長（中野勝正） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 9時36分）

---

○議長（中野勝正） 4番、諸橋議員。

○総務文教常任委員長（諸橋和史） 「豊かで健康な森林づくり県民税」創設を求める意見書。

ただいま議題となりました発議第5号について。

○議長（中野勝正） しばらく休憩します。

（午前 9時37分）

---

○議長（中野勝正） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 9時38分）

---



○議長（中野勝正） 4番、諸橋議員。

○総務文教常任委員長（諸橋和史） 次に、請願第1号 「豊かで健康な森林づくり県民税」創設を求める意見書の提出を求める請願書については、紹介議員として三輪正氏の出席を求め、説明を求めました。少し文字の修正をした上、全員異議なく、採択すべきものと決定しました。

以上、総務文教常任委員長報告とします。

以上です。

○議長（中野勝正） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

初めに、議案第66号を採決します。

議案第66号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第67号を採決します。

議案第67号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

請願第1号に対する委員長の報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中野勝正） 起立全員です。

したがって、請願第1号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

◎議案第68号 出雲崎町新生活支援金支給に関する条例の一部を改正する条例  
制定について

議案第69号 出雲崎町下水道条例の一部を改正する条例制定について

○議長（中野勝正） 日程第4、議案第68号 出雲崎町新生活支援金支給に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第5、議案第69号 出雲崎町下水道条例の一部を改正する条例制定について、以上議案2件を一括議題とします。

ただいま議題としました議案2件は、社会産業常任委員会に付託してありますので、その審査経過並びに結果について社会産業常任委員長の報告を求めます。

社会産業常任委員長、8番、田中元議員。

○社会産業常任委員長（田中 元） それでは、社会産業常任委員会委員長報告。

去る12月10日の本会議において、本委員会に付託されました議案2件について、その審査が終了しましたので、その経過と結果について報告いたします。

審査は、12月12日午前9時30分から役場議員控室において、説明員に副町長、総務課長、保健福祉課長、産業観光課長、建設課長、町民課小田、坂下両参事の出席を得て、委員全員が出席し、委員会を開きました。

その審査結果につきましては、お手元に配付しました報告書のとおりですが、その経過について報告いたします。

議案第68号 出雲崎町新生活支援金支給に関する条例の一部を改正する条例制定については、やまや団地造成に伴う条文の変更、第2条第6項の規定を削除するものです。条文の削除に関する質疑があり、説明ではてまり団地の造成に当たり制定したもので、利用はなかったこと。今後も利用はないと思われることとの答弁がありました。また、過去においてこの条例により利用者があったかという質問については、15件の利用者があったとの説明がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第69号 出雲崎町下水道条例の一部を改正する条例制定については、国、県の政令、条例の改正で行うものです。質疑の中で第4章、公共下水道の施設に関する構造及び維持管理の基準等において、施設についての質疑があり、施設は下水管から建物まで含まれるとの説明がありました。

第21条の2第1号、堅固で耐久力を有する構造とすることについて質疑がありました。堅固で耐久力については、国の政令による文言であり、運用に当たっては耐震構造などについてはワンランク上の構造にするとの説明がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、社会産業常任委員会委員長報告といたします。

○議長（中野勝正） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

初めに、議案第68号を採決します。

議案第68号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号を採決します。

議案第69号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は委員長報告のとおり可決されました。

---

◎議案第70号 平成24年度出雲崎町一般会計補正予算（第4号）について

議案第71号 平成24年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第72号 平成24年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第73号 平成24年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第74号 平成24年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（中野勝正） 日程第6、議案第70号 平成24年度出雲崎町一般会計補正予算（第4号）について、日程第7、議案第71号 平成24年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、日程第8、議案第72号 平成24年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、日程第9、議案第73号 平成24年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、日程第10、議案第74号 平成24年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第2号）について、以上議案5件を一括議題とします。

ただいま議題としました議案5件は、予算審査特別委員会に付託してありますので、その審査経過並びに結果について予算審査特別委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長、4番、諸橋和史議員。

○**予算審査特別委員長（諸橋和史）** 予算審査特別委員長報告。

去る12月10日の本会議において、予算審査特別委員会に付託されました議案5件を審査するため、12月11日の午前11時40分より本会議場において、委員全員出席し、説明員として町長以下執行部全員の出席を得て委員会を開催いたしました。

その審査結果につきまして、お手元に配付しました別紙報告書のとおりですが、その審査経過について報告いたします。

初めに、議案第70号 平成24年度出雲崎町一般会計補正予算（第4号）については、3款1項2目20節扶助費で、発達障害の内容の詳しい説明を求めました。同じく2項2目13節委託料の減は、当初見積もった人数から何人減ってこれだけ減額されたのか説明を求めました。7款1項2目11節需用費の施設修繕費の100万円の説明を求めました。同じく1項3目13節委託料の海水浴場整備委託料減の説明を求めました。8款2項2目18節の除雪機械減額の理由、同じく5項2目13節海岸背後地整備工事の減額で、住吉町、石井町の未整備の理由と、来年に向けて進めていけるか説明を求めました。9款1項4目19節でガソリンスタンドの自家発電等の説明を求めました。9款2項2目9節で消防団の費用弁償追加の説明を求めました。10款4項7目18節で良寛記念館の冷蔵庫、テレビ、レジスター等の説明を求めました。

慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第71号 平成24年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）については、2款1項1目19節で一般被保険者療養給付費の追加が4から5倍となっているわけの説明を求めました。

慎重審査の結果、全員異議なく、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第72号 平成24年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）については、歳入の一般会計からの繰入金となっている財源内訳についての質疑がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第73号 平成24年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）については、3款1項2目13節で浄水場の整備工事で水質が悪い地域があるが解決するのか、新しい井戸で水を供給して今までの井戸はとめるのか、継続していくのか、水は足りるのか等の質疑がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第74号 平成24年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第2号）については、慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で予算審査特別委員長報告とします。

終わります。

○議長（中野勝正） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

初めに、議案第70号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第70号に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中野勝正） 起立全員です。

したがって、議案第70号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号から議案第74号の議案4件を一括して採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第71号から議案第74号の議案4件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中野勝正） 起立全員です。

したがって、議案第71号から議案第74号まで、議案4件は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第76号 平成24年度出雲崎町一般会計補正予算（第5号）について

○議長（中野勝正） 日程第11、議案第76号 平成24年度出雲崎町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第76号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの追加補正は、八手地区の中山間地域総合整備事業の調査、採択に向けての資料作成が急遽必要となりましたことから、6款農林水産業費、1項農業費、5目農地費に申請資料作成業務委託料を計上いたしました。

また、財源といたしましては、地方交付税普通分を追加いたしました。

これによりまして、歳入歳出にそれぞれ50万円を追加し、予算総額を33億5,968万3,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中野勝正） 補足説明がありましたらこれを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） 若干の補足説明をさせていただきます。

町長の説明のとおりでございますが、八手地区というふうなことで、県営での中山間地域整備事業を予定いたしまして、平成26年度の調査事業の採択を目指しているというふうなことでございます。来年早々に県のヒアリングがございます。その準備資料の作成というふうなことで、業務委託料の追加というふうなことになります。

よろしくお願いたします。

○議長（中野勝正） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

7番、三輪議員。

○7番（三輪 正） 今の八手地区の、町もとにかく整備すべきだということで、地元も一生懸命今やっていますので、ここまできますと、一刻も早く、今まではなかなか、ある程度軌道に乗るまでがなかなか進まなかったんですが、一たんある程度めどがつかますと、一年も早く事業を実施してもらいたいというふうな意見ございますので、ぜひこれは私は取り入れて、少しでも早くやっていただきたいと思っております。

○議長（中野勝正） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第76号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第76号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第76号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中野勝正） 起立全員です。

したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

---

◎発議第2号 出雲崎町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

○議長（中野勝正） 日程第12、発議第2号 出雲崎町議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員会副委員長、4番、諸橋和史議員。

○議会運営委員会副委員長（諸橋和史） 出雲崎町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について、委員長欠席のため、かわって副委員長の私が提案理由を説明いたします。

ただいま議題となりました発議第2号につきまして、本年9月5日に公布されました地方自治法の一部改正により、地方自治法で規定されていた委員会の委員の選任方法、在任期間等、条例に委任されたため、これらについて新たに規定するものであります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中野勝正） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

発議第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中野勝正） 起立全員です。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

---

◎発議第3号 出雲崎町議会会議規則の一部を改正する規則制定について

○議長（中野勝正） 日程第13、発議第3号 出雲崎町議会会議規則の一部を改正する規則制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員会副委員長、4番、諸橋和史議員。

○議会運営委員会副委員長（諸橋和史） 委員長欠席のため、かわって副委員長の私が提案理由を説

明いたします。

ただいま議題となりました発議第3号につきまして、同じく本年9月5日に公布されました地方自治法の一部改正により、本会議でも公聴会を開き、参考人を招致できることになりましたので、当議会でもこの制度を導入するために関係の規定を追加するほか、会議規則の条文中に適用する地方自治法の条文に変更があったため、これを改めるものであります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中野勝正） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

発議第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中野勝正） 起立全員です。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎発議第4号 出雲崎町議会政務活動費の交付に関する条例制定について

○議長（中野勝正） 日程第14、発議第4号 出雲崎町議会政務活動費の交付に関する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務文教常任委員長、4番、諸橋和史議員。

○総務文教常任委員長（諸橋和史） ただいま議題となりました発議第4号につきまして、提案理由を説明いたします。

本年9月5日に公布されました地方自治法の一部改正により、「政務調査費」が「政務活動費」に改められ、またこれに充てられる経費の範囲も条例で定めることとされたので、これに基づき政務活動費を交付するため、新たに政務活動費に関する条例を制定するものであります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中野勝正） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。



これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

発議第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中野勝正） 起立全員です。

したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎発議第5号 「豊かで健康な森林づくり県民税」創設を求める意見書

○議長（中野勝正） 日程第15、発議第5号 「豊かで健康な森林づくり県民税」創設を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務文教常任委員長、4番、諸橋和史議員。

○総務文教常任委員長（諸橋和史） ただいま議題となりました発議第5号について提案理由を説明いたします。

森林は、県民の安全・安心の担保や生活環境の保全、さらには豊かな心・健康の増進等多くの公益的機能を有しており、また、森林には、水源の涵養や自然災害の防止、炭素固化能力、エネルギー利用、癒し効果など多種多様の機能が挙げられます。

このような森林のもつ多面的機能の恒久的な維持のためには、中山間地域の自治体が森林・林業の振興を、主体的かつ総合的に活性を図ることが不可欠であります。

しかしながら、中山間地域の自治体は、過疎化・高齢化が著しく進行し、林業従事者が減少しており、さらに、木材価格の低迷や労働環境の後退等により若年労働力の流出が激しく、林内労働力の確保や後継者の育成が厳しい情勢にあり、公益機能を持続的に推進し、森林・林業並びに山村の活性化に取り組むための恒久的・安定的財源が大幅に不足しているのが実態であります。

豊かで健康な森林づくりは、森林の有無に関わらずそこに住み恩恵を受ける全ての県民により行われるものであります。

つきましては、森林の公益的機能の継続的な維持及びそのための森林・林業・山村対策の抜本的な強化を図るため、「豊かで健康な森林づくり県民税」を創設し、県民総支援の体制を構築の現実を図られるよう、意見書を提出するものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご賛同くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（中野勝正） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

発議第5号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中野勝正） 起立全員です。

したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎委員会の閉会中継続調査の件

○議長（中野勝正） 日程第16、委員会の閉会中継続調査の件を議題とします。

総務文教常任委員長、社会産業常任委員長並びに議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（中野勝正） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成24年第4回出雲崎町議会定例会を閉会します。

(午前10時07分)

上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

出雲崎町議会議長      中   野   勝   正

署名議員      田   中           元

署名議員      山   崎   信   義